

平成17年第4回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成17年9月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成17年9月8日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第10号から報告第13号まで
- 第 6 議案第124号から議案第231号まで
- 第 7 （総務文教常任委員会に付託した件）
議案第231号
- 第 8 請願第14号及び請願第15号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君

35番	白	木	善	祥	君	36番	渡	邊	庚	二	君
37番	佐	藤		孝	君	38番	金	光	英	晴	君
39番	葛	西	博	之	君	40番	猪	股	文	彦	君
41番	川	上	龍	一	君	42番	本	間	千佳	子	君
43番	大	場	慶	親	君	44番	金	子	克	己	君
45番	本	間	武	雄	君	46番	根	岸	勇	雄	君
47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	52番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	蔵	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	助役	大	竹	幸	一	君	
助役	親	松	東	一	君	君	総務課長	大	齋	藤	英	夫	君
財政課長	浅	井	賀	康	君	君	市民課長	青	木	典	茂	君	
企画情報課長	中	川	義	弘	君	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	大	川	剛	史	君	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
農林水産課長	佐々	木	文	昭	君	君	観光商工課長	市	川		求	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	君	水道課長	田	畑	孝	雄	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	君	選管・監査事務局長	菊	地	賢	一	君	
農業委員会会長	永	井	忠	昭	君	君	農業委員会事務局長	渡	辺	兵三	郎	君	
教育長	石	瀬	佳	弘	君	君	教育委員長	豊	原	久	夫	君	
教育委員会学校教育課長	鹿	野	一	雄	君	君	教育委員会学習課長	坂	本	孝	明	君	
選挙管理委員会委員長	林		千	隆	君	君	消防長	加	藤	侑	作	君	
両津支所長	末	武	正	義	君	君	相川支所長	大	平	三	夫	君	
佐和田支所長	清	水	紀	治	君	君	新穂支所長	斎	藤		正	君	

畑野支所長	荒	芳	信	君	真野支所長	山	本	真	澄	君		
小木支所長	齊	藤	博	君	羽茂支所長	古	田	英	明	君		
赤泊支所長	渡	辺	邦	生	君	代	表	清	水	一	次	君
					監	査	委					

事務局職員出席者

事務局長	佐	々	木	均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事係長	中	川	雅	史	君	議事係	松	塚	洋	樹		君

午前10時00分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員は59名、定足数に達しておりますので、平成17年第4回佐渡市議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番、金田淳一君、50番、本間勇作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股文彦議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 一昨日の議会運営委員会で会期日程を決めましたので、ご報告申し上げます。

9月議会の会期日程ですが、本日、本会議。会議録署名議員の指名、会期日程の決定、諸般の報告、行政報告、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案等の委員会付託、先議案の採決、これを本日举行します。

9日、委員会。午前中各派代表者会議、午後は観光特別委員会、議会報特別委員会を開催いたします。

12日から16日一般質問。一般質問終了後、追加議案の上程、提案理由の説明、追加議案に対する質疑、追加議案の委員会付託を行います。

20日、21、22日は常任委員会。

連休後の26日、27日も常任委員会でございます。

28日、議会運営委員会、先議案件の委員長報告配付、質疑受け付け、先議案件の委員会審査報告、質疑、討論、採決。本会議終了後各派代表者会議を行います。この本会議は、30日の日切りの条例等がありますので、ここに持ってまいります。

29日、委員会。行財政特別委員会と空港特別委員会を開催いたします。

30日、委員会。行財政特別委員会。

3日、新市建設特別委員会。

4日、新市建設特別委員会並びに会派代表者会議。これは、決算特別委員会の構成がありますので、これについて各派代表者会議を開催いたします。

5日、委員会。議員全員協議会。この議員全員協議会は、執行部側から人権擁護委員の提案、議会においては今まで行われました行政視察についての報告を行います。その後議会運営委員会。15時をめぐりに委員長報告配付、質疑受け付け。

10月6日、最終日、本会議。14時をめぐりに行います。委員会審査報告、質疑、討論、採決。特別会計の中間報告、企業会計決算認定議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託、追加議案の上程、提案理由の説明、追加議案に対する質疑、採決を行います。なお、本来の9月定例会はもっと短いはずですが、この後高野市長から提案があると思いますけれども、指定管理者制度等重要な案件が非常に多くございます。そのために会期が長くなっておりますけれども、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議会運営委員会に申し上げますが、恐らく本日先議案の採決というのは、この佐渡市一般会計補正予算（第3号）のことだろうと私は思うのです。思うのだけれども、この場合はなぜ冒頭に委員会を開かないで採決をすると、こういうことになるのか。はたまた委員会をやって採決をやるのか。その辺のところをきちっと委員長報告書にこれは書くべきなのです。もし私の指摘が違うなら違うというふうにご答弁を願いたい。恐らくこの一般会計（第3号）、これは選挙に関係することだから、これをやらないと11日に執行できぬと、こういうことによるものだろうと思うけれども、そうすればこれの扱いについて詳しく説明する必要があると私は思うのです。その点委員長の答弁を求めたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 事務的な関係ですので、事務局より説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

合併に伴う総合事務組合に関する件でございます。補正ではございません。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうだとすると、ますますおかしいことになる。これは、見る限りでは選挙費です。7,366万2,000円の選挙費の補正です。これは恐らく11日執行の衆議院議員のものではなかろうかと、こう思うのです。それが、そうでないとなれば、私が先ほど申し上げたように、一体本日採決する先議案件とは何ぞやという私が聞き方をしておるのだから、あればそれではなくてこれだというものを出してもらわなければならない。

それから、委員長に申し上げますが、これは事務的なことだから事務局にというふうの説明をしておりますけれども、事務局というのは議会運営委員会が終わった後の委員長報告について、事務局が補足答弁をするという制度はないのです。そういうのはないので、そこをもうちょっとつまびらかにしてもらいたいと思うのです。恐らく私だけではなくて、議運に委員を派遣しておる会派の人たちでもわからぬ人がおると思います。これは、異例中の異例なのです。冒頭本会議の日に先議案件というのがあって、それを採決するというのは異例なので、内容は詳しく報告する義務が委員長にはある。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 議案集があると思いますので、1ページを開いていただきたいのですが、この議案第126号 市町村総合事務組合の組織に関する地方公共団体の数の減少及び規約の変更ということについてのことであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 失礼しました。私の手元に来ていないものですから、総文の委員長のところに行っていたのですが、議案第231号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 231号の事務組合の組織変更に関する規約変更と、こういうことですね。だとすればなぜこれが冒頭専決処分をしなければならないかということについては、説明をしなければならない、これは。何らかの事情があるのだろうと思います。合併するとか、あるいはその他その合併の期日が当議会の10月の6日までは待っておられないのだとか、そういうものがあると思います。

もう一つあわせて聞きたい。では、私がそうではないかといって聞いたのですが、この選挙に関する予算については、議決をしないでやって結構ということになっておるのですか。あわせてご答弁願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） それでは、私の方からお答え申し上げます。

先ほど231号についてのご質疑ございました。この件につきましては、理由といたしまして、前段申し上げましたが、9月15日木曜日までに議決書謄本を新潟県市町村総合事務組合まで報告しなければならないために、本日の予定議決ということでの件でございます。

それと選挙にかかわる件でございますが、つまりこの一般会計補正予算（第3号）については、専決処分ということでございますので、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） よろしくないけれども、だということだけれども、おれもう質問できないのだ。一応原則3回だけれども、議長これはちょっと正確にしておかなければ。いいですか。別にあれこれいうわけではないけれども、それでは私の方から議運に対して一言嚴重に申し入れをしておきます。

議会運営委員会というのは、費用をもらって、そして議会運営委員会というのを開いておるのです。そうしたら私の委員長質問でもたもたするようなことがあってはならぬ。しっかり審査をして本会議に報告しないと、テレビに映っているのです。市民も見ておるのです。今後しっかりしてもらいたい。そう言って、後は議長の説明もあったから、これでやめておきますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） ルールは3回になっておりますので、テレビに映っておるのですから、議会ルールは守っていただきたいと思いますが、議会運営委員会は十分時間をかけてやっておりますので、今議長からお話があったとおりに進めれば、順調に進んでいくと思いますので、よろしくご理解いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今聞いておりますと、非常におかしなことばかり出てまいりました。多分議運にかかっておるはずなのです。それを議長が説明をしてみたり、議長がいつから事務職になったのか、事務局になったのだろうかなど、不可思議に思います。それと同時に、3回というこれ原則です。ひもといてみ

てください。あなたは議長として多分許可はしないだろうと思うけれども、議長の許可があれば発言はできるのです。3回に決められてはおりません。その辺のことをきちっと守ってやってもらわないと、議運の方々、あなた方これ審議したのでしょうか。先議採決は何で、どういう理由でどうだという説明が執行者の方からあったはずです。それを何で議長が説明しなければならないような、そういうおかしい議会運営をやらなければならないのですか。その辺をきちっとわかりやすく説明をしてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 議事進行発言であれば、私がお答え申し上げますが、ただいまのは猪股文彦議会運営委員長に対するご質疑でございますので、猪股文彦君から答弁を願います。

○議会運営委員長（猪股文彦君） ご答弁申し上げます。

先ほど事務局の方からお話がありましたように、日切れにかかっておりますので、本日提案すると同時に、議決を求めるということでございます。したがって、内容はご存じのようにここに出ていますように塩沢町及び魚沼地域の広域水道企業団を削除する。削るということでございますので、直接佐渡市にかかわることが薄いということでございますので、この議会の中で本日これを上げていただいて、そしてこの組合に送付したいということでございますので、本日ここにそういう形で提案させていただいたということでございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 議運委員長に言いますけれども、そんなやり方はだめです。たとえ形式であっても、委員会に一度付託する、休憩をとって。それで、委員会審査で上げてくる。そして、本会議で採決する。この形式とらなければだめです、こんなもの。一発本会議主義なんかやり方ないです。どうしますか。だめです、こんなの。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

猪股議会運営委員長の答弁を求めます。

猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 今回の件については、委員会への付託の省略についてということで、佐渡市の会議規則第37条2項において、提出者の説明または委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができることと定められております。なお、同様の事件が3月25日の議案第96号について、内容は同様の事件で十日町市と阿賀野町の新設合併に絡む問題が同じような新潟県市町村総合事務組合の組織に関する問題が出ております。全く同じことが出ておまして、このときも今と同様に委員会付託を省略してやっております。これは、その議事録をちょっと見ますと、高野市長が提案をして、直ちに浜口議長がこれより質疑に入ります。質疑なしと。質疑なしと認めて付託を省略することにご異議ございませんか。異議なし。そして、直ちに採決に入るという形で進めております。私の記憶では、その前にも同様のものがあつたと記憶しております。そういうことを前例として議会運営委員会としては、同様の事件でありま

すので、同じ形式で取り扱うということに決定した次第であります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は承知しておりますので、そのことは。ただし、そのことについて議会運営委員会がこの231号ですか、231号の取り扱いはかくかくしかじかによって取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんかということをご本会議にかけなければいけないわけだ。それで、異議なしということになればそうなるのです。異議ありという声が大ききときは、それはもとに戻さなければならない。それから、扱いとしては、今ようやく議運を開いてやったのだけれども、本来なら最初に議運のときにそのことを決めて、委員長報告というものをやらなければだめだ。そこが抜けておるからこういうふうになるのです。

そこで、ではこの取り扱いについてはどうするのかということになるのだと思う。だから、議会運営委員会の委員長報告としては、一般論としては舌足らず、それから議会的には説明不足、こうなる。そこで、この扱いをどうするか。今度はこれは議長の議場指揮権に及ぶところであるから、私は納得はできぬところはあっても、議長がどう処理するか。それは本会議で当然市長が提案をするわけですから、それについてここで質疑をしていただくと、こういうことでの処理をしなければ前へは進みません。それどうしますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 議事進行ですから、私が答える必要ありませんけれども、今3月の会議録を私は読んだとおりでございます。したがって、市長が提案された後に、付託するかどうかについて議長が諮ります。諮った段階で付託する必要があるれば、そのようにご意見を聞かせていただければよろしいし、その後一連のことがありますので、それに進んでやっていただければ何ら問題はないというふうにご議会運営委員会としては考えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 何を言っておるのだ。今私が言っておるのは、これについての詳細説明がないではないかと。議会運営委員会としては、これを本日本会議において即決採決をするが、それについてはかくかくしかじかという説明がないからおかしいではないかと。そこで、私が議案の番号も言わぬから、もしかすると選挙の補正予算（第3号）かなと思って、私が質問した。それ以外のものがあつたら言いなさいと言って、初めて出てきた問題でしょう。そここのところの議運の扱いが問題だということなので、私が先ほど議事進行の冒頭で申し上げたとおり、こここのところは議長の議場指揮、議事指揮の範囲に入るから、今後は議長がどうするか答えなさいと、こう言っておるのに、今度はまた議会運営委員長がしゃしゃり出てきて、わけのわからぬことを言うからおれがまたわけのわからぬことではないが、正論を言わなければならぬと、こうなるのだ。

そこで、これ以上混乱する必要はないから、議長において処理をされたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長の報告に対する質疑を許しますというところから発生したものであります。

したがいまして、本件について疑義があるということになりますと、これを終結するというには至りませんので……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） さながら両津議会の様子をかいま見るような様子であります。私が思うことには、新たな手というものをここで使う必要はない。要するに従来どおり委員会付託という格好で議長はそれを整理されるというようなことでお考えはおありになるかどうか。いわゆる委員会付託ということで進行していただきたい、こうと思いますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

先ほど前例を出しながら議会運営委員長も申し上げました。したがいまして、初めてのケースであるならば、またさらに議論を深めていかなければならないと思えますが、過去にそういった例があったということを知りながら、今回採決ということに案内をさせていただいたということでもありますので、ご了承いただきたいと思えます。今私の見解を申し上げましたが、この審議につきまして、今後合併が進む中でいろいろな総合事務組合に対する案件が出てまいります。今後本件について参考にさせていただきまして、議会運営委員会等で協議して、皆さんにご案内をするということにさせていただきたいと思えます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは今の延長線ではない。この議案については、9月の19日に向こうへ届けばいいのです。そうだとすれば、9月の12日に一般質問があるのです。本会議開かれるのです。そうしたらそのときに採決して何ら障害はない。それを無理やり今やらなければならぬという根拠があるならお示し願いたい。19日なのです、向こうへ送るのは、12日に本会議が開かれるのです。それまでにあしたもあるのです、議会は。それで、日程変更で総務委員会での部分だけやってもらえば、12日冒頭でこれを採決するという道があるのです。それを何が何でもということはない。緊急を要する場合には仕方ありません。あした、あさってだというならしやうがありません。しかし、19日まででいいというのを便宜主義、でたらめ主義でやるということは私は勘弁ならぬと思えます。きちっとしていただきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

加賀議員19日と申し上げておりますが、これは先ほども私が申し上げましたように、231号、9月の13日までに議決を要するという議案でありますから、本日ということをお願いしておるということでもあります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 加賀議員とちょっと見識違いますけれども、別にきょうやってもいいのです、本日も上げて。しかし、本会議主義のやり方はだめですよと、これは改めましょうということをおっしゃるのです。だから、本日ここで付託して、即休憩をとって、即本日も上げて私いいのです、待たなくても。しかし、本会議で一発だけの本会議主義はだめですよと、このやり方は。委員会形式でやろうと、委員会付託

をして、そして本会議で議決していくと、これが今までのやり方ですよと言っているの。ところが、前例があったというの、過去において。そういう諮り方。もしそういう諮り方をやったことがあったとするならば、改めましょうという提起をしておるのです、このやり方はだめですから。だれが本会議一発主義を議運でやるのですか。この問題は軽いから本会議一発主義でいこう。この問題は重いから委員会付託をしましょうと、どこで決めるのですか、それ。そのやり方はだめですよと言っているのです。だから、形式であろうと、本日上げるとはそれで結構だ。委員会付託をして、暫時休憩をとって、即10分後に再開して上げればそれで何も問題はないということをおっしゃるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

何度も申し上げますように、先ほど報告をしまして、過去の事例のとおり、それを用いて本会議きょうお願いを申し上げたという経緯からいたしまして、総合事務組合に対する案件については、先ほど申し上げましたように、今後出てくるでありますし、その段階でこれを前提にして議会運営委員会等で協議をしていきたいということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） では、同じこと。では、今度はあなたがお諮りするときに、議案第231号、あなたが本会議一発主義で諮りますよと言ったときに、異議ありと委員会付託をお願いしますと言ったときにどう処理するのですかと聞いている。するのでしょうか。そうすればもう答えが見えておるのではないか。そう言われたら委員会に付託するのでしょうか。そうすれば、さっきから答え見えておるでしょう。このやり方は改めるべきだと、こうおっしゃるのです。そこまでいく必要がない。即刻議運を開いて、形式付託でもいいから委員会付託をして、本日上げようと、そう決めれば問題は済むことではないか。231にいったら必ずそう言うのです、私は。

○議長（浜口鶴蔵君） 梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） 出発から大分混乱しておるようですが、ご存じのとおり議会運営委員会というのは、会派制をひいている我が議会とすれば、会派を網羅して構成されておる。その議会運営委員会が前例を踏まえてこのように決定をした。今意見がありましたように、進めていっているうちに異議ありというふうなことが出たら、そのときにそのような対応をするということで、今回は議会運営委員会決定どおり粛々と進めていいのではないかと、私はこのように思いますので、議長にそのような取り計らいを求めらるるものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会と協議を願ひました。その結果について報告いたします。

議案第231号については、本日総務文教常任委員会に付託をいたしまして採決する日程に変更する方法を進めたいと思います。なお、この点については、今後関係機関でさらに検討、協議をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から10月6日までの29日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は29日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、行政報告を行います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それではお許しを願ひまして、行政報告申し上げます。

まず初めに、対馬市、壱岐市、佐渡市離島交流事業についてご報告申し上げます。平成16年3月1日の同日一島一市をなし遂げた対馬市、壱岐市、佐渡市が友好と親善を目的として8月23日から25日の3日間佐渡市において少年野球大会などを通じて交流を深めました。当日は、村田兆治さん、野球の選手ですが、4名の元プロ野球選手による指導者研修会や野球教室も実施しました。交流試合には佐渡市から佐和田中学校と南中学校の2チームと対馬、壱岐からはそれぞれ選抜チームが1チームずつ出場して熱戦を繰り広げました。結果は、優勝は佐和田中学校チーム、準優勝は対馬市選抜チーム、優勝チームには国土交通大臣杯が贈られたわけであります。今後は3市による継続的な交流事業を実施し、将来的には他の離島にも呼びかけて全国的な離島交流事業へと発展させていきたいというふうに考えております。

次に、佐渡市不法投棄監視員の設置についてご報告申し上げます。市民が健康で安心して生活できる社会を築くために、循環型社会構築を目指した環境基本条例の制定を行い、環境の島エコアイランドの宣言を目指しているところでありますが、まずことしは環境基本計画の策定に着手するとともに、市民環境ワークショップを開催いたしてまいりました。その中のご意見の中で、特にごみの不法投棄に関する案件が多くありました。それによりまして、佐渡からの不法投棄を撲滅するために、不法投棄監視員を設置して対応することとし、市報、ホームページ等で公募いたしました結果、両津、羽茂地区から2名、相川地区3名、佐和田、金井、新穂、真野、赤泊の各地域から1名の計12名の応募があり、それぞれ面接等を行い、その方々を佐渡市不法投棄監視員として委嘱いたしました。任期は、ことしの9月1日から19年3月31日の2年でございます。監視員の方々には、各地域において不法投棄防止パトロール中と書いたマグネットシートを車に張っていただいて、蛍光色のジャンパー等を着て、毎月2回以上の不法投棄の監視パトロールと不法投棄に関する通報や報告を行い、地域の清掃美化活動の推進などを行っていただくことになっております。このことによって、市民の皆さんの不法投棄追放の気持ちの醸成に努めていくということでございます。

次に、主な建設工事等の発注状況についてご報告申し上げます。本年度8月末現在の企業会計分を除く支所を含めた当初契約状態を申し上げます。発注総額では件数で427件、金額で48億3,075万円、内訳といたしましては、工事が304件、43億8,180万円でございます。工事関連の委託業務123件、4億4,967万円あります。うち6月議会報告後の執行状況は、件数で347件、金額で46億9,356万円、内訳といたしましては、工事が253件、43億910万円、工事関連の委託業務は94件、3億8,446万円であります。主なものは、農林水産業関係では、漁港関係として片辺漁港、高千漁港（相川地区）の整備工事、黒姫漁港（両津地区）の防波堤工事、江積漁港（小木地区）の改修工事、林道関係としては林道備附山線（赤泊地区）、立り場（相川地区）の開設工事等であります。土木費関係では、市道稲鯨線（相川地区）、井坪線（小木地区）、4区宮川の26号線（畑野地区）、住吉33号線（両津地区）、金井14号線（金井地区）の改良工事等であります。教育費関係では、新穂小学校校舎改築工事（新穂地区）二宮小学校校舎増築工事（佐和田地区）等あります。水道費関係では、二宮簡易水道施設電気計装工事（佐和田地区）、簡易水道改良工事（羽茂地区）、公共下水道第3処理分区（真野地区）など、各地域で下水道整備工事や簡水の整備工事が発注されております。その他としまして、両津病院ナースコール更新工事（両津地区）、消防機械器具置き場新築工事（真野、金井、佐和田地区）などが発注されております。

また、水道事業会計の4月から8月までの建設工事等発注状況は、市道具塚11号線水道管布設工事ほか68件で、2億8,224万7,000円あります。

最後に、火災の発生件数及び救急出場等の状況につき、6月1日から8月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、6月9件、7月2件、8月5件で、この3カ月で16件となっております。種類別では建物9件、林野1件、その他6件で、損害額は調査中の1件を除き821万4,000円となっております。救急出場件数は6月190件、7月239件、8月302件、合わせて731件となっております。種類別の多いものでは、急病451件、一般負傷118件、転院搬送61件、交通事故60件となっております。救助出動件数は6月3件、7月5件、8月7件、合わせて15件で、種類別では交通事故8件、機械事故2件、その他5件となっております。昨年に比べまして、火災件数では前年同期に比べて1件の増、救急出場件数では前年同期に比べて90件の増でございます。それから、救助出動件数については前年同期に比べ4件の増となっております。

最後に、台風14号の被害についてご報告申し上げます。昨日から本日にかけて日本海を通過し、北海道、オホーツクへ抜けた14号の被害につきましては、小木地区で県道佐渡一周線に倒木がありましたが、通行には支障がないよう対応は済みでございます。真更川から北鶴島の間及び八幡地区、その他におきまして、夜間30分程度の停電がありましたが、今のところさしての被害はありません。ただ、現在農作物について調査中ですが、果樹関係で一部落下、外れ等の被害が報告されて、それほど大きな被害がないということで安堵しております。

以上で報告を終わります。

日程第5 報告第10号から報告第13号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、報告第10号から報告第13号まで一括して市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告第10号から13号まで一括して報告させていただきます。

報告第10号 佐渡市土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該公社の事業の計画及び決算に関する書類を提出するものであります。内容につきましては、別紙のとおりであります。

報告第11号 株式会社佐渡自然エネルギー研究所の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している当該法人の事業の計画及び決算に関する書類を提出するものであります。内容につきましては、別紙のとおりでございます。

報告第12号 株式会社両津TMOの経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している当該法人の事業の計画及び決算に関する書類を提出するものであります。内容につきましては、別紙のとおりでございます。

報告第13号 有限会社クリエイトはもちの経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している当該法人の事業の計画及び決算に関する書類を提出するものであります。内容につきましては、別紙のとおりであります。

以上でございます。

日程第6 議案第124号から議案第231号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第124号から議案第231号まで一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、124号から231号まで提案議案のご説明を申し上げます。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案は平成17年7月20日に施行した佐渡市農業委員会に関する条例について、平成17年8月1日からの両津地区及び小木地区の字の名称変更に伴い、選挙区域名の変更を行うことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第125号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）、本案は衆議院の解散に伴い、9月11日に執行される第44回衆議院議員総選挙の経費として、7,366万2,000円を追加し、予算総額を501億2,626万2,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。歳出では、衆議院議員総選挙に7,366万2,000円を計上し、その充当財源といたしましては、県支出金が7,272万円の増、地方交付税が94万2,000円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第126号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）、本案は平成17年9月1日付にて中条町及び黒川村の区域をもって胎内市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、

新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更に伴うことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第127号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について、本案は佐渡情話（人情こぼれ話、恋愛こぼれ話）事業実施における職員の一連の不適正な事務処理について、本市の最高責任者である市長としてみずからを戒め、また佐渡市組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起するため、平成17年10月1日から同月31日までの間における佐渡市長の給与月額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する内容から10分の1に当たる額を減じて得た額とすることの条例の制定であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第128号 佐渡市 I T 推進館条例を廃止する条例の制定について、本案は旧羽茂町において情報化社会に適用した農村社会構築のため、情報交流の拠点施設として平成12年度に旧羽茂郵便局舎を改修して整備した（I T 推進館）について、老朽化が著しく、危険であるため、これを解体し、佐渡市 I T 推進館条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第129号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案は都市公園法の改正により、所有者不明の工作物等の簡易代執行が新設されたことに伴い、佐渡市都市公園条例において除去、保管した工作物等の公示、売却、返還等の手続等の条文を追加すること等の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第130号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案は合併前の小木町簡易水道において、増補改良工事を実施することにより、当該簡易水道の計画給水人口等の改定を行うこと並びに合併前の両津市簡易水道において、簡易水道再編推進事業及び漁港漁村総合整備事業で実施した前浜簡易水道ほか3簡易水道の起債償還額の変更に伴う水道料金月額の改定を行うため、佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第131号 佐渡市火災予防条例の一部改正について、本案は消防法、その他関係法令等の一部改正に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、燃料電池発電設備が新たに対象火器設備等として位置づけられたことに伴い、位置、構造及び管理の基準等について定めることといたしました。煙突に関する規定が改正されたことに伴い、所要の整備を図ったこと、地下タンク貯蔵所の技術上の基準が改められることに伴い、所要の規定の改正を行ったこと、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、従来の（貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に加え）貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準についても条例で定めることとされたことによる改正を行ったこと。再生資源燃料が指定可燃物の品目に追加されたことに伴う貯蔵取り扱い等の基準を定めたこと等に伴う改正を行ったものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第132号から議案第166号までは、指定管理者制度に係る同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第132号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第133号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第134号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第135号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第136号 佐渡市勤労青少年ホーム設置

及び管理に関する条例の制定について、議案第137号 佐渡市両津屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第138号 佐渡市両津農村広場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第139号 佐渡市サン・スポーツランド畑野の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第140号 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第141号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第142号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第143号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第144号 佐渡市老人休養ホーム設置及び管理に関する条例の制定について、議案第145号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第146号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第147号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第148号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第149号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第150号 佐渡市真野農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第151号 佐渡市小木特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第152号 佐渡市中興資源活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第153号 佐渡市畑野農林休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第154号 佐渡市佐和田大佐渡交流活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第155号 佐渡市新穂就業改善センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第156号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第157号 佐渡市小木ダイビングセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第158号 佐渡市素浜青少年海の家の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第159号 佐渡市羽茂温泉保養館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第160号 佐渡市高齢者生産活動施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第161号 佐渡市羽茂森林総合利用休養館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第162号 佐渡市羽茂ふるさと資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第163号 佐渡市赤泊ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第164号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第165号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第166号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について、以上35議案は地方自治法の改正により、公の施設の管理について平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たり、それぞれの公の施設の設置条例についてその内容を整備する必要が生じたので、関連する公の施設の設置条例の改正整備を行うものであります。

その主な整備内容は、1、指定管理者による管理、2、管理の基準、3、業務の範囲、4、利用料金等の項目を新たに設け、既存条項についても精査を行ったものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第167号から議案第208号までは、公の施設に関する指定管理者の指定についての同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川ふれあい集会所）、議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）、議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（平泉地域活性化センター）、議案第170号 公の施設

に係る指定管理者の指定について（マリンスポーツハウス）、議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サン・スポーツランド畑野）、議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）、議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野老人福祉センター寿楽荘）、議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂老人福祉センターおもと）、議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者コミュニティセンター）、議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里、畑野デイサービスセンターやわらぎの里）、議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人休養ホームこがね荘）、議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ）、議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）、議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井健康保養施設金北の里）、議案第182号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂健康保養センター新穂湯上温泉）、議案第183号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉保養センター松泉閣、畑野農村休憩施設）、議案第184号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野健康保養センターゆとりぴあ真野）、議案第185号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木健康保養センターおぎの湯）、議案第186号 公の施設に係る指定管理者の指定について（保養施設いこいの村佐渡）、議案第187号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ）、議案第188号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターしゃくなげ）、議案第189号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）、議案第190号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）、議案第191号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターかんぞう）、議案第192号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井デイサービスセンターしゃくなげの里）、議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂デイサービスセンター）、議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里）、議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし）、議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）、議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木短期入所施設つくし）、議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）、議案第200号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中興資源活性化センター）、議案第201号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂就業改善センター）、議案第202号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第203号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）、議案第204号 公の施設に係る指定管理者の指定について（素浜青少年海の家）、議案第205号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）、議案第206号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）、議案第207号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤

泊自然休養村管理センター)、議案第208号 公の施設に係る指定管理者の指定について(赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉)、以上42議案は公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者の公募を行った公の施設について、指定の申請のあった団体のうち最も適当と認める団体等を選定し、その選定した団体等を指定管理者として指定したいと。また、公募に対し、申請する団体等がなかった公の施設について、選定の特例により選定した団体等を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第209号 字の変更について(両津地区)、本案は佐渡市加茂歌代の区域のうち両津地区市街地の春日地区、浜田地区、夷地区及び福浦地区に係る区域において、大字名と地区名が一致したわかりやすい区域とすることを求める地区住民からの要望により、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、変更の内容は佐渡市加茂歌代の区域のうち、春日地区に係る区域を佐渡市春日、浜田地区に係る区域を佐渡市浜田、夷地区に係る区域を佐渡市両津夷、福浦地区に係る区域を佐渡市両津福浦一丁目、佐渡市両津福浦二丁目及び佐渡市両津福浦三丁目とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第210号及び議案第211号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第210号 新たに生じた土地の確認について(潟端地内)、議案第211号 字の変更について(潟端地内)、以上の2議案は新潟県が加茂湖(潟端地区)において、加茂湖地区大規模保全事業により実施した漁業施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得て、新たに生じた土地の確認を行った土地の内側の土地の国有地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第212号及び議案第213号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第212号 新たに生じた土地の確認について(片野尾地内)、議案第213号 字の変更について(片野尾地内)、以上2議案は新潟県が水津漁港(片野尾地区)内において、漁港修築事業により施工した農業施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第214号及び議案第215号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第214号 新たに生じた土地の確認について(住吉地内)、議案第215号 字の変更について(住吉地内)、以上2議案は新潟県が両津港湾内(住吉地内)において、道路改築事業により施工した道路用地及びふるさと海岸整備モデル事業により施工した海岸護岸用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第216号及び議案第217号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第216号 新たに生じた土地の確認について(羽茂大石地内)、議案第217号 字の変更について(羽茂大石

地内)、以上2議案は平成8年に新潟県が小木港地内(羽茂地区)において、公有水面埋め立て工事により施工した公有地造成護岸等整備事業用地(護岸)の造成工事が終了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第218号及び議案第219号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第218号 新たに生じた土地の確認について(羽茂大石、羽茂大橋地内)、議案第219号 字の変更について(羽茂大石、羽茂大橋地内)、以上2議案は平成8年に旧羽茂町が小木港内(羽茂地区)において、公有水面埋め立ての免許を取得し、平成11年から埋め立て工事を施工した公有地造成事業用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第220号 公有水面埋立てに係る意見について(両尾地内)、本案は新潟県佐渡地域振興局が実施する道路改築事業により、県道道路施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて、新潟県佐渡地域振興局から意見を求められていますので、異議ない旨申し述べるものとして、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第221号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ14億1,907万8,000円を追加し、予算総額を515億4,534万円とするものであります。主な内容について申し上げますと、まず6月下旬と8月上旬の集中豪雨により、多くの被害が発生しましたが、その災害復旧のために予算を計上するものでありますし、職員の異動等による人件費の補正も今回行うものであります。また、指定管理者制度の導入により、佐渡市が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為の補正もあわせて行うものであります。このほか総務費では、平成16年度決算剰余金の2分の1を後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に3億1,832万1,000円を積み立てるものであります。衛生面では、病院事業会計への負担金、出資金などで1億6,929万4,000円を追加計上するほか、離島対策支援事業として、使用済み自動車等の海上輸送補助金に3,096万9,000円を計上し、使用済み自動車の再資源化への予算措置を行うものであります。また、消防費では海府、前浜両地区に計画していました分遣所建設事業について、平成17、18年度の2カ年間で継続事業で実施することとし、今回維持費並びに予算の補正を行うものであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、災害復旧費が8億9,931万6,000円の増、総務費が5億6,897万9,000円の増、衛生費が2億2,658万8,000円の増、消防費が1億6,380万4,000円の減、その他となっております。その充当財源といたしましては、繰越金が6億3,664万1,000円の増、県支出金が3億3,145万4,000円の増、国庫支出金が2億4,417万3,000円の増、地方交付税が2億2,211万8,000円の増、市債が2億1,470万円の減、その他となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第222号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本予算は既定の予算に歳入歳出それぞれ802万2,000円を減額し、予算額を62億7,335万7,000円とするものであります。歳

入では、一般会計繰入金を802万2,000円減額する予算の補正を行うものであります。一方、歳出では総務管理費のうち職員の異動等により人件費を802万2,000円減額し、諸支出金を472万8,000円増額し、予備費を472万8,000円減額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第223号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本予算は既定の予算に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額を92億4,049万9,000円とするものであります。歳入では、一般会計繰入金を23万9,000円増額する予算の補正を行うものであります。一方、歳出では総務管理費のうち職員給与費等の人件費について23万9,000円増額する予定の予算の補正を行うものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第224号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は平成16年度の保険給付額等が確定したことによる国、県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金の精算返還及び介護保険法改正に伴う電算システム及び介護給付費等の見直しにより補正が必要となったもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,575万3,000円を追加し、予算総額を52億6,975万3,000円とするものであります。歳出では、総務費が1,066万円の増、諸支出金が3,446万7,000円の増、予備費が62万6,000円の増となっております。その充当財源としては、一般会計繰入金が1,066万円の増、繰越金が9,109万3,000円の増、基金繰入金が5,600万円の減となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第225号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ5,488万9,000円を追加し、予算総額を25億5,083万9,000円とするものであります。その主な補正内容は、国庫補助金の内定に伴い、建設改良費を3,477万増額し、職員の異動等により人件費を1,695万5,000円増額するものであります。歳出では、総務費が1,695万5,000円の増、維持管理費が513万6,000円の増、建築改良費が3,477万円の増、公債費が197万2,000円の減となっております。その充当財源として、分担金及び負担金が351万9,000円の増、国庫支出金が1,000万円の増、繰越金が1,280万円の増、諸収入が1,250万円の増、市債が1,930万円の増、使用料及び手数料が104万4,000円の減、繰入金が218万6,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第226号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ2億5,846万8,000円を追加し、予算総額を67億3,341万8,000円とするものであります。その主な補正内容は、職員の異動等による人件費を338万8,000円減額し、国庫補助金の内示変更に伴い、下水道建設費を2億2,952万円増額し、流域下水道建設負担金3,000万円増額するものであります。歳出では、下水道建設費が2億2,952万円の増、流域下水道費が3,000万円の増、下水道管理費が105万2,000円の減となっております。その充当財源としましては、国庫支出金が1億1,476万円の増、繰越金が1,050万8,000円の増、市債が1億3,520万円の増、県支出金が200万円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第227号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、予算総額を4億7,275万5,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では平成16年度決算が確定したことに伴い、繰越金を1,055万5,000円増額し、基金繰入金を1,000万円減額するもので、一方歳出では職員の異動等により人件費を1,356万7,000円減額し、基金積立金を1,300万円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第228号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ108万8,000円を追加し、予算総額を701万4,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では土地貸付収入を62万9,000円、繰越金を30万6,000円、造林事業受託事業収入を31万円それぞれ増額するもので、歳出では財産管理費を62万9,000円、造林事業費を31万円それぞれ増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第229号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について、本予算案は収益的収支において共済組合負担金追加費用に係る一般会計からの補助金を53万1,000円増額補正し、収益的収入の累計予算額を29億8,300万2,000円とするもので、一方職員及び臨時職員の異動に伴う人件費を903万3,000円増額補正し、収益的支出の累計額を32億3,109万6,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第230号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について、本予算案は収益的収入及び支出について、支出の既決予定額を2,323万1,000円減額し、支出の総額を12億3,076万9,000円とするものであります。主な補正内容は、職員の人事異動に伴う人件費を2,403万7,000円減額、賃金を45万8,000円増額、賃貸料を62万7,000円減額、研修費を10万円増額、その他雑支出を87万5,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第231号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、本案は平成17年10月1日付にて塩沢町が廃され、その区域が南魚沼市へ編入されることに伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更が必要となるため、地方自治法第186条第1項並びに第209条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑は午後といたしまして、ここで昼食休憩といたします。

午後 0時26分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第124号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 専決処分承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 専決処分承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 市長の給与1割減、これはこの間9月3日付の新潟日報に載っておりました。さて、その後で9月6日付の新潟日報には、職員、助役2人、これの処分も載っておりました。あとの6日付に出た分については、議会に諮る必要はないはずでしょう。議会に諮らなければならないものが何で先に出たのだろうか。このあたりが非常に疑問に思います。憶測をいたしますと、市長の減俸が出た。では、市長だけではないか。これに携わった人たちののはどうなのかという世論の騒ぎから、これは大変だということで、議会にかけなくてもいいようなものを後で出したのではないかなという勘ぐりができないこともありません。

さてそこで、きょうの新聞、新潟日報、これ十日町でありました。飲酒運転、公用車を運転した職員は懲戒免職になっておるようです。それから、学校の問題でしょうか、弗素液と手洗いを間違えたということで、市長並びに助役は3カ月間の10%の減俸だというのが載っております。これらを比べたときに、果たして佐渡の場合これでよいのかどうか。実際に議会にもかけないものを発注してしまったというこの責任、こういった観念が当事者にあったのかどうか。市長はもちろん佐渡市の最高責任者ですから、責任を感じて私のは10%減俸しますよということには、10%が高いか安いかわかりませんが、これはともかくとして、十日町は3カ月ですから、その点はともかくとして、ではあとの人は一体どうなのか。この辺が非常に疑問になってくるところなのですが、ご説明を願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほどのご質問でございますが、他の職員はどうなのかということですが、他の職員、助役2人につきましては、8月の31日付で譴責処分ということでさせていただきました。この譴責というものにつきましては、一般職における戒告と同じ内容であります。また、その職務に携わっていた職員につきましては、前職も含めまして、7名いたわけですが、その職員につきましては、当然今ほどお話がありましたように、予算の執行に対する認識が薄いということに対して、規律を正す意味からも文書訓告による処分というものをさせていただきました。助役と同様に8月31日の処分ということであります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 8月31日の処分だということでございますが、市長の減俸議案より後で出てきたということは、これ一体どこからどういうふうな、先に決まっておったものが後で出てきた。これからのもの

のが先に出てくる。この辺がどうも合点のいきにくいところでございます。前回臨時会のときにもぼかがございました。もう少しきちっと職員も執行者もはっきりと職務に携わってもらわないと、譴責ぐらいでいいのかどうかという問題は住民の間からは出ております。市長その辺をあなたの口から明快にお答え願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 順序に従っていきますと、8月31日やっているわけで、報道したかどうかということとは別でございます。それから議案の説明は全協でやっておりますので、そのところは議案として出たものを報道されたということでありまして、その報道されるかどうかというのは、タイムラグがあるわけで、別にそのところは問題ないのではないかと思うのですが、問題は重いか軽いかということでありまして、これのいろんなただ感覚的に言うということではありませんで、まず職員については確かに実行委員会の担当としてやったということであっても、私自身はその実行委員長でもあったわけですし、それから担当にしてみると、地域によって今まで本来そうであってはいけないわけなのですが、それなりの今までの流れの中でやったのではないかということがあります。それが許されるかどうかということは別問題でありますけれども、あのあたりが妥当であろうという判断でやらせていただきました。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 佐渡市IT推進館条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市相川ふれあい集会所の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。
木村悟君。

○7番（木村 悟君） 1点だけお伺いいたします。

議案の関係資料集の中の52ページなのですが、第2条、(1)、市内の中小企業に働く30歳以下の者とするようになっていましたけれども、私の記憶だと私もここよく利用させていただいておりますけれども、私も40になりましたけれども、30歳代のときにはここを減免措置をいただいて借りておりました。今回この条例によると30歳以下となっておりますので、このあたりはこの後のサービスとか、そういうところで今までどおりのことができないような感じにもなるのですけれども、その辺はいかがなものかお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

これは、今までどおりご利用いただけます。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村悟君。

○7番（木村 悟君） そうしたら、この30歳以下とかというこの文言はやめて、今までどうだったのか私もちょっとまだあれなのですけれども、そういうことで何かないですか。この30歳以下。実際借りている人というのは30歳以上、20代という人はなかなかいません。そのあたりのことをちょっと考えて、この文言を何か変えるというか、そういうお考えはありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

これは、勤労青少年ホームの設置についてのもとのものがありまして、そこでのあれですので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 今までどおりということであって、30歳以下ということですが、ではこういう場合はどうなのですか。今まで例えば子供たちの合宿が来る。そうすると、父兄が来たりあるいはいろんな意味の講師で40代、50代の人があるわけですが、そういう場合、あなたは入れません。今度四角四面でやられた場合が困りますよということを恐らく同僚議員は質問したと思うのですが、そういう場合が1点。

もう一つは、あそこがよく壮年ソフトボールとか、野球とか、いろいろあるわけです。そうすると、あそこは事実上無料で更衣室がわりに使っているというふうな場合もあるのですが、そういう場合従来どおりの、そういう場合のサービスについては融通がきくという認識でよろしゅうございますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

第2条の（2）のところで、前号に掲げる者の利用を妨げない範囲で佐渡市教育委員会が適当と認める者においては利用できるということです、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市両津屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 佐渡市両津農村広場の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市サン・スポーツランド畑野の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第145号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

議案第147号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

議案第148号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 佐渡市真野農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

議案第151号 佐渡市小木特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 佐渡市中興資源活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 佐渡市畑野農村休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 佐渡市佐和田大佐渡交流活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 佐渡市新穂就業改善センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これは一括提案で3冊を同時に見なければいけないので、議事進行の意味において、もっと議長は配慮をされた議事の進め方をされたいと思います。

そこで、ちょっと私もこれ3冊を見ながらやらなければいけないので、何ページと言にくいのですが、これは商工会が入っているところであったと思うのですが、この商工会はここを借りて入っているのかどうか。そして、新穂商工会が佐渡市からお金をもらいながら借りて百何十万ですか、ちょっとこの資料3冊あるので見にくいのですが、そういう仕掛けなのですが、これは佐渡市からお金をもらいながら管理しながら、新穂商工会の家賃はどうなっているか。そこのところを教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

新穂支所長。

○新穂支所長（斎藤 正君） お答えいたします。

特に委託料というようなことではございませんが、光熱水費とか、そういうようなものは市の方から支出しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） そういう意味ではなくて、この指定管理について、新穂商工会がこれを受けることになっている。137万で受けることになっているというふうにこの資料を見ると理解できるのですが、そうしますと新穂商工会はここを幾らで借りているのかということを知りたい。意味わかりますか。私の質問の趣旨がわかっていますか。いいですか。3回しかできないので、私が聞きたいのは、137万で新穂商工会が受けたと。しかし、新穂商工会がここに商工会として入っているのではないかと私は思って聞いているのですが、間違いだったら間違いだと言っていたらいい。入っているとすれば、新穂商工会は佐渡市に家賃を払わなければいかぬと思うのです。間違っていたら言ってください。私はそういうふうにちょっと理解をしているのですけれども、そうしますとその辺のところはどのようなことになっているか説明願いたいという意味です。

○議長（浜口鶴蔵君） 斎藤新穂支所長。

○新穂支所長（斎藤 正君） 猪股議員ご指摘のように、新穂商工会が今入っております。前の新穂村当時のいきさつがちょっと私わからないのですが、先ほど申し上げましたように、光熱水費とほぼこの委託料ぐらいのものが行っておると思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 悪いけれども、こんなことで大体こういうところへやるといのは間違っている。これ担当だれだ。商工観光課長ではないか。新穂支所長がわからなくて出しているものをこういう数字を出してやってどうするのだ、これ。だれが見てもこれおかしいなと思います。ただで借りておって、それに金をつけて管理委託させる。そもそもこれが極めてずさんな出し方だと思うのです。これは、どこの委員会かわかりませんが、委員長はしっかりとこれ審査して、委員長質問に耐えられるだけの答弁を引き出しておいていただきたいのですが、これは今観光課長もちょっと答えられないでしょう。今新穂支所長のお話聞くと、新穂支所長もおかわりになったばかりで、この辺の事情は当時のことを聞かなければならぬ。そうすると、両津の支所長にも聞かなければならぬということになると、長くなるからやめますが、委員会で市民が納得いく、ただで貸して、金つけて貸してやるような仕掛けにほかの地域の人は見える。ここのところは慣例であって、こういうところを直すために指定管理者制度を始めたのではないですか。精査されていないと私は思うのですが、答弁もらっても恐らく支所長と同じような答弁になると思いますから、これ委員会でしっかりとこの辺の事情を説明して、市民が納得いくように、金をつけて貸してやるというのは、これは普通では考えられないと思うので、しっかりと委員会で説明していただきたいと思いますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 佐渡市小木ダイビングセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 佐渡市素浜青少年海の家設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第159号 佐渡市羽茂温泉保養館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 佐渡市高齢者生産活動施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第161号 佐渡市羽茂森林総合利用休養館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第161号についての質疑を終結いたします。

議案第162号 佐渡市羽茂ふるさと資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第162号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 佐渡市赤泊ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 先ほど申しましたように、議長の議事の進行が早いので、どこで聞いたらいいかな

とっておったのですが、たまたまこのページを開いたのでここでお聞きします。

これは一括提案しましたので、この基準をお聞きしますが、216ページを見ますと、利用料金というのが出ています。いろんな施設について利用料金がこれ出ておりますが、これは確かに今までの利用料金でやっていたと思うのですけれども、指定管理者制度に乗せる場合は、こういう施設についてはこの程度の利用料金という一定の線引きが必要だと思わなければならないけれども、先ほどの同僚議員の質問にあった青少年ホームが例えば外人のお嫁さんたちが集まって子供たちに英語を教えるというふうな場合だって810円とか、幾らというふうなことになるわけですが、この場合は半日借りて8畳で200円、このことが悪いというわけでは全然ないのです。こういう基準について総務課長、どういう基準をもってこの利用料金を定めたか。この1点について一括ですから、私どこで聞こうかなと思ったのですけれども、たまたまこのページを開いたので聞きますが、こういう集会施設が非常に多いわけで、これは過去の経緯は十分承知していますが、一定の線引きで私は佐渡市として一定のものを決めるべきではないかという意味から質問するのですが、その辺はいかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど猪股議員の方からのご指摘がありました内容につきましては、まことにごもつともなことだというふうに思っています。ただ、今指定管理者制度に乗せる施設としては、前回もお話をいたしましたように、61の施設があったわけでありまして、そのほかにも直営なりの施設が幾つかあるわけでありまして、このあたりの料金体系についても十分検討すべきということで、内部では協議をしてきたわけでありまして、法令審査委員会等の中でも一部議論があったわけでありまして、それぞれの施設の生い立ち、それから建設年次の違い等で、一定の基準を示すということはできませんでした。したがって、それぞれがこれまで培ってきた経過等を踏まえまして、妥当な金額というものについて審議をしてきたわけでありまして、大方の施設につきましては、従前の使用料の前例踏襲という形で今回提案をさせていただいたものであります。当然この後につきましても、利用料金等については、一定の基準、建設年次等あるいは施設の形態等の中で基準を示して、必要があれば見直しをしていくという形をとらなければならぬというふうには考えております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第163号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第164号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 166号の赤泊の保養センターに限らず、このところで同じような機関の施設についてご質問申し上げたいと、こう思うのですが、今まで10カ町村でそれぞれ社会福祉協議会というものを設立して、その中で運営をされてきたかと、こう認識しておりますが、これが福祉センターというような格好で独立をして、そして管理に当たりたいというようなときに、その条例の中私詳しく精査しておりませんが、黒字に転換をしたいという、もちろん赤字のままでは困るということから、民間委託というようなことがこれは出てきたと、管理者指定というものが出てきたと、こう認識するものでありますけれども、それが必ずそういった格好で赤字にならないと、従来のような負の部分を出さないというような約束あるいは強固な契約、あるいはそういった意味での出さないというような担保、そんなようなものがこの選定のお話の中であったかどうか。これについてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えをいたします。

財務の内容については、資料をもらっております。そのことについても審議をして決定したということでもあります。よろしくお願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） よくよく知り合いの課長にまたこういったことで酷なのですけれども、資料は受け取っておりますということではありますが、その資料を真剣に慎重に精査して受けた人が十分受け得るだけの能力があるということ認定されたら、こういうことになろうかと思うのですが、今まで赤字であったものが今度は公募者がそういった格好で受け取って、さらに黒字になるというような、そういった物理的な担保というものを資料としてちゃんととらえた上で、この人が適格者だというような判定をされたのかどうかということをお聞きしておるのですが、それについてはいかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

担保というものは、実はとっておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の個々の施設についてのご質問であったかと思うのですが、それぞれの施設の管理委託の支払いにつきましては、定額方式というものをとっております。これにつきましては、赤字が出た場合については、あなたの負担と、黒字が出た場合についてはあなたのもうけと、そういう定額方式を原則として募集をし、そして審査の結果今回提案する指定管理者が適任であるというふうに提案をしておるものであります。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑はありませんので、議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川ふれあい集会所）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第167号についての質疑を終結いたします。

議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第168号についての質疑を終結いたします。

議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（平泉地域活性化センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第169号についての質疑を終結いたします。

議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（マリンスポーツハウス）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第170号についての質疑を終結いたします。

議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第171号についての質疑を終結いたします。

議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サン・スポーツランド畑野）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）の質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今までそれぞれの指定者名が出てきたわけですが、この173号に関してからそれ以降幾つかの指定者、いわゆる公募による申し込みが1件に対して何件か集まっているところがあるわけでありまして、この173号の施設に対しては、5社が公募に参加しているわけですが、それぞれこの選定委員会でこれの評価点というものがこの資料によりますと提示されております。この提示され

ている点数の出してある選定基準といたしますか、そういうものについて詳しくご説明いただきたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） それぞれ施設によりまして、選定の基準等については違うわけではありますが、今ご質問のありました日本秀作美術館等の関係につきましても、幾つかの選定に当たっての基本方針を出しております。その中で、選定の基準といたしまして、大項目といたしましては、条例に規定された項目があるわけではありますが、その項目をさらに分類いたしまして、市民の平等な使用の確保等に耐えることのできる考え方ができているかどうか等について評価シートをつくりまして、それに基づきまして評価をさせてもらっております。幾つかの紹介をさせてもらいたいと思うのですが、まず基本方針が施設の設置目的に合致しているかどうかということがまず大項目であります。

それから、先ほど申し上げました市民の平等な使用が確保されることということに対しまして、不当に利用を制限したり、優遇したりするようなことはないのかどうか。それから、施設の効用が最大限に発揮されること等につきましても、事業計画の内容が具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるかどうか等、それから一番の目的でありますサービスの向上が図られることということに対しまして、幾つかの小項目に分類をさせてもらっております。利用者に対するサービスの向上の中で、利用者への応接、対応の職員研修は計画されているのかどうか。利用者の要望や苦情、意見等について、それを的確に把握し、改善に結びつける方策がなされているのかどうか。管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつけられる方策がとられているのかどうか。それから、その他の施設運営に関しましては、施設の運営に利用者が関与することについて、方策がとられているのかどうか。これは、市民との協働の視点があるかどうかというようなことであります。また、季節や天候に柔軟に対応できるかどうか。それから、緊急時対策や防災の対策がとられているかどうか。それから、もう一つの大きな目的であります施設の管理の経費の縮減が図られているかどうか。現実的な経費の見積もりがなされているのかどうか等であります。また、事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的な能力や物的能力を有しているのかどうか。人的能力の観点からは、仕様書に基づいた職員配置となっているかどうか等であります。それから、物的、経営的な能力としては、施設の管理運営の実績がどうであるのか等があります。それから、個人情報適正に管理されているかどうか。そんな点の管理体制がどうなっているかということについて、大きく分けましてそういった観点から審査をし、評価をし、そして各委員の総合点でもって、最高点のものを指定管理者の候補者として選任をしたということでもあります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、ただいまご答弁いただいたような事業計画、サービス内容、施設の運営、防災、施設の経費の削減、人的な能力、物的な実績というようなそれぞれの観点からその評価をしていったというようなご答弁いただきました。では、その中でそれぞれ公募された方々の点数がついていますが、今ご答弁いただいた点数の配分はどうであったのか。いわゆる全体的に今事業計画に対しては何点、そのような配分があったのかどうか。また、それぞれの選定委員会での委員の方々のそれぞれの点数はどういうふうな形でつけられていたのか。それについてお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

評価シートについては、統一的なもので考え方を申し合わせまして、四つの部会のそれぞれ担当者といろいろ協議をしながら決めたものでありますが、四つの部会の中でもそれぞれ施設の目的によってサービスを重点にした方がよい施設、秀作美術館であれば、その部分については例えばお客様のサービスの部分が重要視されるということであれば、その部分の掛け率を多くするとか、それはそれぞれの部会の中で検討されてきたものだというふうに思います。今の秀作美術館についてはどうかということではありますが、個々の施設についての内容までは承知をしておりませんので、担当課長の方から説明してもらいたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

今総務課長からお話がありましたように、基準の評価のものはいただきました。それを各施設ごとにそれぞれ配分を委員会の中で点数を変えまして、評価したところです。それによって、この結果を得たということではありますが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） 失礼いたしました。委員1人の持ち点が139点ということで、それぞれしております。それぞれ例えば設置目的に合致した管理が行われているかどうかということについては3点とか、それからサービスの向上が図られることについては、いろいろ細分化されておまして、利用者への応接等の職員研修の計画はしっかりしているのかということについては1点とか、そういったふうな点数を細かく分けております。その139点をもちまして、それぞれ零から4点まで5段階で委員さんがその書類を見ながら評価したということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、この施設に関しては、それぞれの委員さんが139点の持ち点で採点をされていたということなので、それではこの10人の選定委員会の方々、それぞれがそれぞれの公募者に対して何点ずつ入れたのかということをお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） そのことにつきましては、ほかの部会との関係がありますので、ちょっと今答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑はありませんので、議案第173号についての質疑を終結いたします。

議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野老人福祉センター寿楽荘）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂老人福祉センターおもと）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第175号についての質疑を終結いたします。

議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者コミュニティセンター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里、畑野デイサービスセンターやわらぎの里）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人休養ホームこがね荘）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ）の質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） この相川のワイドブルーあいかわについては、かねてから毎年大きな赤字が出るということが指摘され、私らも決算の折にもそういったことが多々話題に上がった件であります。選定団体が社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会がとりになったと、こういうことなのですが、年間3,000万近い赤字が出てきて、それをいつも一般会計からの補てんというようなことで補ってきおるこの施設がこの協議会にとって、にわかには黒字になるなんていうことは、到底考えられないわけではありますが、そこで私は一つお聞きをいたしたいのは、これは黒字にするというようなことが選定の着眼点にあったのかどうか。そして、ここに配属されておる職員、もとは相川支所の職員がプロパーという形であそこは職員が6名いるのでしたか、4名は一般職の方が行っておるというような話をお聞きしてまいりましたが、その方々の報酬というものは臨時対応でできるものがそういう人たちがいることによって人件費を食われて、そして赤字に拍車をかけておるというのは現在までの私は事情かと、こう思うのですが、そういったことがこの市の今度は社会福祉協議会に移管されて、そして黒字経営に転換できるあるいはできる見通しがあるというようなことでここに選定されたのか。これは何か話によると、もう一団体か何か申し込みがあったと聞いて、両津の方か何かあったと聞いておるのですが、そういったことをそれはいずれにしても、ここへ決

まったわけですから、それについてはとやかく言いませんが、やる限りはやってすぐまた赤字になったから投げ出したと。したがって、これは直営だというようなことにまたバックするようなことがないように非常に厳しい私は選定過程が必要だったかと思うのですが、それについて経過がおわかりでしたらお教えいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

ワイドブルーあいかわにつきましては、従来から社会福祉協議会の方に管理運営を委託をしましてまっております。年間3,000万余りの赤字という状態であります。それは、今度の指定管理者制度によりまして、従前の赤字幅をある程度というか、相当というか、圧縮して指定管理者制度のもとで社会福祉協議会の方をお願いをするということできょう提案させていただいております。なお、申し込みのあった団体数であります。2団体であります。それから、職員につきましても、当然社会福祉協議会の職員ということで、従前も今後もそういう形でいくことになっております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長、あなたは圧縮ということをおっしゃられておって、さも税金の軽減化に努めたような話をされますが、3,000万の赤字が出ておって、ところがあなた方は経営委託提供額としては3,350万、言うならカモにネギを負わせて委託をするということで、何もこれ圧縮したという、あなたが力説するようなものは何にもないわけですが、そうであるならBで56点しかとれなかった人は、3,000万でやりますよと、こう言っている。なぜそれではその3,000万の人のところへ指定が落ちていかなかったのか。多分あなたのことだから、従来の経験とか、あるいは手法とか、そんなことにたけておったからAにいったのだということをつけ加えるのだと、私大体言わぬでもわかるのだけれども、課長がおっしゃるとおりに圧縮をしたという圧縮額はでは幾らだったのですか。この決定した3,350万ということがあなたが認めた圧縮額ということになるのかどうかお教えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

一応今のところ16年度決算額に対比しまして88万3,000円ということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 88万3,000円の圧縮があったということをおっしゃりたいのだと思うのですが、それでは評価の中に施設運営についての実績が十分にあるということで、この人はAという査定を受けております。さて、実績が十分にあった人が赤字を出してきた。そして、今度は評定を受けて決定すれば黒字になりますというようなことがだれが考えてもそんなこと私はありっこないと思うのです。では、今までは手抜きでやってきたと。ところが、今度は自分たちに指定管理者を任されるので、運用の妙というのが出てくるから、そこで上がった利益は自分たちでもらえるのだから、では黒字にしましよやというようなことをできるというのであれば、今までやってきたことは全くいいかげんなやり方だということにも言われかねないわけであります。しかし、そういったことで指定管理という制度の中で、今度は官から離れてひとり立ちをするということでもありますから、それについてこれ以上の突っ込みはしませんけれども、

しかしそうであるならあなた方が提供額の少ない方でこのBという人たちも、これはあながち落とすというようなわけにはいかないような私は気がするのですが、サービスの向上については他団体の提案の方がすぐれておったというようなことをいって、この人を落としております。そうすると、確かにサービスが悪いということが顕著に出てきたものだから、BはAに負けたのだという私どもの解釈におさめざるを得ないのですが、この88万3,000円の圧縮というものが言うならばどれだけいわゆる税制にはね返ってきて足しになるということにこのことをかみ砕いて分析したとするならば、これ本当にあなた方が提示した金額というものが妥当であったかというのにも私は少し首をかしげたいと思うのですが、これからこういう施設がずっといきますので、また私後のときも聞いて課長と議論をやりたいと思いますけれども、とにかく少し査定の数点のあり方、むしろ社会福祉協議会に有利なように仕事を預けたというように、すべてこれ上がっているのは私見ていくと、そういうふうを受け取れるのですが、もう一度説得力の話で、今度改めて気を入れ直してやってくれるのだから、間違いないでしょうということなのですが、本当にこれ来年はさらに稼働が引込めばそこから上がる利益というものは落ちるわけですが、ともあれ3年間は今の落とした提案金額でとにかく赤字が出ようと何が出ようと、その業者に責任を持たせると、こういうことで確認をしておいてよろしいですね。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 今の大澤議員の質問の中にもあったのですけれども、指定管理者の選考委員というのが各項目10人ずつ選ばれているわけです。かなり偏った委員になっていると思われるのですけれども、この選考委員各地域振興部会、福祉衛生部会、産業部会、教育部会とあるのですけれども、どういう基準で委員の方々を選考されているのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

各部会四つあります。それぞれの施設の選定に当たって、それぞれ専門的な知識を有するということに着眼して選定をさせてもらったところでありますが、まず職員が5人、あとは知識経験を有する者5人ということで、それぞれの専門分野というところで選定をさせてもらったものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 専門分野の知識を持っている方が民間からと、それから職員が各班5人ということだったのですけれども、これ職員5人というのは各班の半分を占めるわけです。もし仮に意図的な意味があれば、これは各人の持つておる点数が偏る可能性もあるのです。この選考された団体の中に、選考基準の中に今までの実績があるという評価の仕方もされていますけれども、実績というのは、当然複数団体あれば、ほかの団体は請け負っていないわけですから、こういうことは選考項目の基準に入れてはいけないと思うのですけれども、この各班に職員5人ずつというのは絶対多過ぎます。こういう形であれば偏ると思います。なぜ職員を5人入れたのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑者に申し上げますが、現在179号の相川健康増進センターワイドブルーあいかわについての質疑でございますが、例えば部会についてのお話は、再三4部会ありますよということでございます。その内容については、当然執行部が皆さんに周知をして選任をしているわけでございますので、

具体的にこの内容についてお聞きをしていただきたいと思います。簡潔にお願いしたいと思います。

答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の10人の選考委員の中で5人の市の職員は多過ぎるというご意見でございますが、この関係につきましては、手続条例の中で5人は市の職員、知識経験を有する者については5人ということで、条例の定めに従いまして選定をさせてもらったものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） では、複数団体が手を挙げている施設に関しては、これは情報公開ということで、かなり施設によっては2点とか、3点の差で選考漏れになっている。議会に公表されたのはA、B、C団体という名前ですけれども、これは公開はされますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の皆様方にお示しをいたしましたのは、選定された団体についてはお示しをしてありますが、それ以外の団体については記号で表示されます。これは、応募された方のこと、それから選定委員のこと等絡めまして公表していないわけではありますが、今現在では選定された団体のみお示しをしてあるということでご理解を願ひたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第179号についての質疑を終結いたします。

議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）の質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） たびたび同じような質問します。

この指定管理者制度の選定に当たっては、透明性を確保することというのが大きな前提の一つになっていると思いますが、再度お問い合わせします。このそれぞれの公募者の選定委員が出した点数を教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 今ほど個々の選定委員の結果ということでございますが、そのことについては公表は差し控えさせてもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 再度お問い合わせします。

それぞれの選定委員の出した点数を教えてくださいなのですが、この透明性を確保する上では、あくまでもだれがどういうふうの結果を出したかということ公表しなければいけないというふうに理解しております。再度お願ひします。できないということであれば、なぜできないのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

これにつきましては、私ども初めてのケースでもございますし、また選定委員の方に、選定委員会の委員にお願いするときにつきましても、だれが何点を入れたのかということがわかるということになりますと、これからの選定についても支障が出てくるおそれがありますし、また他の自治体のこと等、それから個人情報保護の観点からも慎重に考えさせていただきたいということで、今回公表は差し控えておるといふものであります。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 佐和田の肝いりでつくった余熱利用の事業でありますので、篤と聞かせていただきたいのですが、このA、B、C、Dと4人の方が競われたと。その中でAに落ちたと。Aというのは社会福祉協議会だと、こういうことでありますが、私は稲辺君が言った話の中で、透明性を期せという言葉の中で一番大事だと思うのは、5名の役場職員が入っておるといふその顔ぶれの中に、社会福祉協議会とまさに一つ穴のムジナというか、ツーカーの関係にある人たちが何人かおる。その中で、実はこれはまさに今ムジナがいると私言ったように、ちょっと厳しい話を申し上げなければなりませんけれども、Bという人が専門的に非常に細かい分析をして、1,898万という数字を積算してはじき出した。この人は、人がいいものですから、黙っておけばよかったものをおれはこれで書いた書いたと言ったら、翌日Aという人が行って8万低くして書いた。まさにこれは漫画のような話ですけれども、本当なのです。それはその中における職員が聞いてきて、そして問い合わせがあって聞いて、この数字を一方のBという人は1,898万と書いてあるぞと。おまえらどうでもとりたければ5万でも2万でも安く出さなければとれないぞと、こういうまことしやかな内部の話があったという内部告発が私のところにあったのです。

そうしてBは、それなら警察まで入れてこれをやりますかということまでいきましたのですが、まあまあ大人げない話だと、置こうと。3年待てばまた来るかもしれないから、そういうことからこの人は思いとどまったということも聞いておりますが、要するにBという人は佐和田では一、二の企業家であります。そして、いろんなノウハウを持っておる方であります。その方が私も要らぬこと言うとその人に何かひいきをしたのではないかなんていうことを言われることも嫌なものですから、あえてただ透明性というものを欠いたことがこういう結果になったということをお話し申し上げて、課長からひとつご意見をいただきたいのですけれども、この審査の中にC、Bという人たちがこれは一般常識のないいわゆる価格を書いていると、そういうことなのです。そういう専門的な数字が得られることができたのは、Bであるけれども、Bがうっかりしたから、じょうごから水が漏れたように話がされて、そういう結果にAにとられたと。これは結果論だからしょうがありませんけれども、こういったこともあるこのコンテストの中で、本当に赤を出す社会福祉協議会が今度は昔の顔をやめて新しい顔で出ますからやらせてくれというような査定は私はやってはならぬのではないかなと、地域の根強い企業の育成ということも考えながら、そういった査定をやるべきであったと私は思うことと、実際にあってもなかったということは当然ですが、社会福祉協議会はみんなから集まっていった資料を知り得る立場にあったのではなかろうかと猜疑心を持ってお聞きするのですが、それについて総務課長はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今ほどの質問の中で、大変なお話をされているのではないかと私は正直憤りに思っております。資料集の131ページにありますように、A、B、C、Dは申し込み順で記載しております。これすべて私の課のところはすべてそうです。と同時に131ページ見て、その次135ページ見てください。Cがとっています。というふうに申し込み順で整理しております関係がございますので、先ほどの話は撤回していただきたいと思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長が職責をかけて撤回をせいと言うなら、では私も申し上げます。A、B、C、Dというのは、どの人であるかということは、私はすべて熟知しているのです。私が言うのは、あなたがとんでもないことを私が言ったと言いますが、職員間の中からこれが絶対漏れなかったというあなたの責任と自信がとれるのですか。そういうことをあえて言った職員がおるのです。でも、このBをとった業者は、大人げないから、そんなことでとがめをしたくないから、結果をそのまま了解しましたと、こう言っているのです。あなたはそんなことをでは職員間の中でそういったことがあったかなかったか、調べてきたのか。調べてこなくて撤回しろとは何だ。課長だったらそんなこと言えるのか、あなた。調べたという事実もなく、そんなことあなた言えるのか。そういういいかげんなことをあなた自身が言うことはおかしいでしょう。では、その言ったという職員を私はここへ連れてきたらあなたどうするのだ。

あえてBの人がそれにこだわらぬということを使うから私も言わないのだ。それは有名な話になっています、佐和田支所の中では、これ以上深追いはしませんが、お互いに興奮した点は謝りますけれども、しかし課長職員というものをあなたが清廉潔白だから皆清廉潔白だなんて思っておったら大間違いです。そのぐらい私は念には念を入れてあなたはやらしてもらわないと。現実にそこへ行ってた人がBさんの金額を聞いたから、だからとるにすれば幾らか落とさなければこれはとれないよという話を内部でやったということを使っているのです。あなたがやったとは言っていないよ、私は。それをあなたが撤回せいと私に言うことから、そこまでは私も。それ以上やりたいなら、100条調査でも何でもあなたは請求しなさい。私堂々とやってやります。以上で深追いしませんが、そういう透明性というものを厳しく求められておるという住民の声があるということも厳しく受けとめておいていただきたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） ここでちょうどいい機会ですので、私発言をしますが、本来であればこの指定管理者に出すべきでないことをあなた方が出してきた。先ほどの大澤議員の話の中に、3年後には自分に回ってくるからと、もしこういう考え方であなた方が出しているとすれば、この条例そのものをつぶさなければだめです。あなた方は、これは国の方に言われて、今まで委託業務でやってきたことをより経費を少なくするために指定管理者にかえなさいと言われた。佐渡市がやらなければならぬことは、負の遺産を全部抱えて持ってきた。まず、整理するものを全部整理して、その暁にやむなく維持しなければならぬものを指定管理者にかえるという手続をとらなければならなかったのをそれをしていない。そこで、先ほど3年たつと今度は順番私のところへ来るかもわからぬというが、まさかよもやこんなもの条例つくったらいつまでも続ける気なんかないのしょうね。当然今やむない措置として、3年か5年やむなしかないと私見ておるのです。当然3年後には出してしまうものは出してしまう。売却するものは売却する。こんなも

のを全部抱えて佐渡市がもつわけがない。そのことを当然わかっていると思うのだが、市長答弁を求めます。3年後まさかこんな考え方しておるのではないでしょうね。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この問題については、それぞれの施設、負かどうかは別にして、十分な検討してこれについては残すべきか、あるいは同じように続けるべきか、きっちり精査をして決める必要があるというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） ということは、今回はこういう形で出したが、3年の時間を経て、それまでにきちっとしたことをするという意味に理解しているのですか。それともこれは精査した結果、残し通さなければならぬものとして指定管理者に出したという意味ですか。どちらですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今申し上げたとおり、これから十分時間をかけて、残すべきかあるいはそうでないかということを検討しなければいかぬと言っているわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第180号についての質疑を終結いたします。

議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井健康保養施設金北の里）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第181号についての質疑を終結いたします。

議案第182号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂健康保養センター新穂潟上温泉）の質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 先ほどのさわたビューのときに発言しようと思ったのですけれども、ちょっと熱い気持ちになっていましたので、ここで発言させていただきます。

このように複数応募の施設がことごとく社協になっていると。先ほどの発言にもあったように、市の職員が5人ずつ選考委員のメンバーに入っているというところで、先ほどのやりとりがあったと思うのですけれども、こういう形で複数応募したところがことごとく社協に行くということは、先ほどのテレビを見ていた方々は納得いかない人が多いのではないかと思います。私は、ぜひ新潟市が施設間によって行ったようなこういう複数の場合には、公開討論会なりをプレゼンテーションを議会の委員会等々でやって、それで再選考するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど村川議員のご質問でございますが、私も手続条例にのっとりまして、公募という手段で応募される希望者の方を募集いたしました。そのことについては、手続としては選定委員会を設けたということで

ありまして、一定の手續条例に従って選定をされた結果でありますので、そのことを尊重しておりますので、その旨ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 採点の点数も個々の選考委員の点数を公開しないと。それから、応募した団体も1位に指名された団体以外は公開しないという、こういう形で決めるということは非常に不透明だと思imasuので、もう一度お願いします。公開プレゼンをする気はないでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

公開プレゼンテーションがどうかということではありますが、それぞれの選定委員会の中では現地等で視察等を行いながら応募される団体の方から見ていただくなり、そこから提案をいただくなりしてきた経緯があるというふうに聞いておりますので、この後公開プレゼンというふうには今考えておりません。この後も指定管理者制度が続いていくわけでありまして、この条例の中で改善すべき点があるとするならば、それらの中でまた対応させていただきたいと思imasuますが、現時点では今考えていないということでありまして。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 田中文夫君。

○28番（田中文夫君） 今ほど村川議員がおっしゃったように、この間質問が出ているのは、複数の応募者があったところについての採点の内容だと思うのです。具体的に私は個別だれそれが何点を配点したとかということをお聞きしたいとも、どの業者であったかということもある意味ではお聞きする必要ないと思imasuますが、少なくとも今後の委員会審査において、白紙の状態で構いませんが、評定票というか、採点票というのでしょうか、そういったものについては配っていただきたい。少なくとも伏せたものでも結構ですが、例えば今新穂のことについて言うならば、この73点というのは各委員の持ち点が何点で、配分されたもの各項目において、単純に考えますと、これ100点満点ですから、お一人の委員さんが10点を持っているというふうな理解でよろしいのでしょうか。それともう一つ具体的に言いますと、選定基準というのは7項目あります。そうすると、7項目について1点ずつ配点していくと7点、そうするとプラス3はその全体の中でもめながら決めるというふうな配点の中で10点というふうな点数になるのか。そうすると100点満点の60点まで、そうすると100点満点60点を確保すればいいというのと、先ほど村川さんがおっしゃったように、官民の割合が50点、50点というふうになる。そうすると、かなり官の意向が半分を支配している状況の中で、民の人が1人でも10点満点を入れれば60点になるというふうな状況があるので、そういった意味での官民の配点の割合というものを当然考慮されて選定される業者が決まってくるというふうに思うのですが、そういったことの仕掛け、仕掛けそのものをきちんと明らかにした上で、委員会に臨んでいただきたいと思imasuが、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

ただいま田中議員の質問でございますが、確かにこの議論聞いておりますと、透明性ということが求められていることは十分承知はしておりますので、評価シート等につきましては、皆様方にお示しできるよ

うに委員会までには準備をしまいたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第182号についての質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩します。

午後 3時07分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、議案第183号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉保養センター松泉閣、畑野農村休憩施設）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第183号についての質疑を終結いたします。

議案第184号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野健康保養センターゆとりぴあ真野）の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） この施設の募集要綱を私は持つておるわけではないのですが、実はほかの施設の募集要綱が私の手元にあるのです。そのところの申請資格者の中に、市内に事業所を置く団体などであることを要件とするというのがあるのです。これは、今の84号の件ではないのです。あるものに私はほかのところの申請資格者にそういうものがあるのです。そうすると、この184号はこれ新潟の業者が指名をされておりますが、この募集要綱には今私が指摘したようなものが入っているのかいないのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今ご質問の項目については入っておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そうすると、なぜ統一されていないのか。この施設にどうして申請資格に対する条項が抜けておるのか。これはどうして入っていなかったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

議員はどういう施設のことを言っておられるかわかりませんが、私ども佐渡市健康保養センターの指定管理者募集要綱の中には、いずれも入っていないことになっております。

○51番（祝 優雄君） だから、なぜそれが入っていないの。入ったものと入っていないのがあるの。

○社会福祉課長（熊谷英男君） ですから、私どもの公募しました温泉施設については、いずれも入っておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 私が聞いておるのは、ほかの施設を募集するには入っていて、どうして福祉の関

係には入っていないのですかと聞いているのです。これは本来ならば同じ条件であるべきなのではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど祝議員のご質問でございますが、募集要綱の中に島内に限ると、あるいは限らないというところがあるということでございまして、四つの部会の中でそこまで意識統一ということはいたしませんでした。それぞれの施設管理に当たりましてのそれぞれの特性を生かして、どういう考え方でやっていくか等につきましては、部会の考え方で進めてきたものでありまして、今の福祉の部会ではないということではありますが、他の部会では限定というところもあるようであります。それはそれぞれの考え方があるかと思うのですが、島内の事業者に優先的にやらせたいというような思いもあったのかどうか。そういう思いもあってやった部会もあるようであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第184号についての質疑を終結いたします。

議案第185号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木健康保養センターおぎの湯）の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは私3回やりましたから、ここへずれ込んできて同じことを聞くのですが、これ申請資格というのは、基本的な基準です。これが別、これが別ということにはなり得ないのです。佐渡市が出す基本的な選定の基本です、これは、資格ですから。それがばらばらというのはどういふのですか。これはばらばらであってはならないのでしょうか。一つの線であるべきなのではないですか。これはどうしてこんなことになるの。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

確かにご指摘の点につきましては、精査をすべきであったかというふうに思いますが、そのあたりの意識合わせといいますか、基準についての部分についてそれぞれの部会の中での考え方があったかと思えます。今どのような考え方であったかということにつきましては、部会のそれぞれのところから説明していただきたいと思うわけではありますが、統一した見解でこういうふうに持っていきましょうということの申し合わせはいたしておりませんでした。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これ先ほどから聞いておると、議案ごとに全部質問が出てきています。これなぜかといえば、今のようなことから発生しているのです。いわゆる同じレベルで物事が進んでいない。どうしてこれがこういう形で統一されていないのですか。条例をまとめるところ、これ総務課でしょう。これがなぜ各部会にお任せなのですか。最低限度統一されていなければならないところですが、これは。だから、これ条例を出すというのをなしていないのです。これはしっかりこの基本のところをやらなければ、透明とか、公正とかにはならぬのです。これどんな意識を持ってやっておるのか。本当に私は今まで聞いていて腹立たしいのです。これ以上聞いてもどうしようもないのかな。だから、これは最低限度だめです。

こうだとすれば、審査しなければならぬ各委員会がクレームをつけてくるの当たり前です。本来ならこれは全部取り下げてやり直した方がいいのではないの。そのくらいのものなのです、これ。笑い事ではない。もう少し真剣に条例をつくって、少なくとも議会に提出するときはそんなあやふやなものないようにしてください。これでは恐らく各委員会審査できないのではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 先ほどは熊谷課長と大人げない論争をりましたが、また一つこれ熊谷課長にお話をしなければなりませんけれども、185号、小木の健康保養センターおぎの湯、実はけさ方私8時半にうちを出ようとしたやさきに、かつて同僚だった佐渡の議長会の会長もやられた先輩が電話をよこしました。実は、私ここへ応募したのだと。そして、小木の職員にいろいろわからぬから教えてくれと、こういう話をした。そして、上限価格というのを設けてくれということで、上限価格を設けてもらった。そして、本人はいわゆる上限価格が一番近いのは一番落ちる可能性があるということも頭にあったのですが、職員いわく、その応募する方のキャリアと人格というようなものも加味されます。だから、上限価格に近いものを書いたからといって、必ずだめだということはありませんと、こういう指導を受けた。いや、職員なんていうのはいいかげんなものだと、こう言って私にけさ電話をくれました。恐らくテレビを通して今見ておると、機会があったらこれを言ってくれと、こういう話だった。職員は、非常にいろんな意味でそういう色眼鏡で見られる立場、あるいは義理を欠いてでも自分の主義主張を隠さなければならぬ立場にある人だ。その人がだましたのだからいいのだということになればそれまでですけども、本当のことを言わなかったからというから、それでいいのでしょうかけれども、実際にその人の言葉を真に受けて入札に入った。その先輩がそうこぼしておりました。これは問題あるぜと。

それともう一つ、市長にお聞きしておいていただきたい。今まではそれぞれ地域の自治体の社会福祉協議会が運営に当たってきたけれども、これは管理者をほかに求めて、言うならば黒字転用したいということで、市長が苦肉の策でやられるのだろうから、それはそれで理解するけれども、地元の企業で、そして先ほど祝さんの話にもあったように、新潟の企業なんかを持ち込んでこなくても、地元の企業を生かせるというようなものに対して配慮とか、そういうものを救うというような査定の中にそういう物差しがあったかなかったか。思いやりとは言いませんけれども、まさに合理的に数字さえ妥当であれば、それでいいというような審査をされたのかどうか。もしそうだとするならば、地元企業なんていうのは、これからは生きていけないと、そういうことを含めて市長の政治姿勢というのにもつながるのだが、そういう思いやりはあったかどうかと、こういうこともついでに聞いてくれと、こういう話がありましたが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この問題については、自分自身としては佐渡市の将来の経費節減にも配慮して、公明正大にやりたいと思っておりますし、現在もそのつもりです。この委員会から上がってきたものについて、特別の点数が同じとか、非常に接近しているものとかいうもの以外は、その査定に市長の色をつけておりません。ですから、そういう意味で非常に問題だったのは、ある部門では島内業者を云々と、あるときにはフリーだと、これはちょっと問題だろうというふうには思いますけれども、今おっしゃられたような査定の中に云々というものは、それはないものですから、こういう結果になったというふうには思いま

す。

ただ、特に公共建設なんかにつきましては、島内業者をできるだけ優遇というのはおかしいですが、島内の事業者の育成ということもありますので、本来であれば当初からそのことを明確にして、その審査基準の中に入れておけばよろしかったかもしれないというふうには考えています。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤孝君。

○37番（佐藤 孝君） 今ほど祝議員が言われたように、選定方法については、非常に疑問を私も覚えております。当然おぎの湯は、直営で五つの公募、一番多い公募がありました。その中で地元優先、上限価格を設定しても高い価格の人がとれる可能性もあるのだというような話は当初から聞いております。それは内容を見て、しかも地元はある程度優先しなければならないというような話がありましたので、その辺どうしてこういう形になったのか、ちょっと疑問に思います。それで、直営の施設等については、これは臨時、パートの方を雇っております。それで、来年の4月1日から今回議会を通ればというと失礼ですけども、通ればそこに指定するわけでありますので、その企業、法人が今の雇用されている方々をそっくりそのまま引き継いで雇用してくれるのか。それとも島外、県外の業者であったら、大きな1,000人、2,000人の従業員がおるところでしたら、当然向こうから連れてこようと思えば連れてこれます、大きな会社ですから。そうすると、市は今の雇用されている方々をこの後直営の施設まだまだ出てきますけれども、全員切るのか。その辺が今度協定書総務課長結ぶわけでしょう。協定をするわけでしょう。その中の項目にきちっとうたえるのかどうか。その辺をちょっと1回お聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

議会の議決を得ましたならば、協定書を結ぶわけでありますが、当然今直営なり、今現在別の形で運営委託をしておるところにつきましては、かわれば当然そういう問題も出てまいりますので、その点については十分配慮してその協定書の中に反映していくように努めていきたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤孝君。

○37番（佐藤 孝君） ちょっと私が言いたいのは、今直営のところの今のお答えでいいのですけれども、わかりますけれども、内容は。直営のところの雇用されている方々が今現在ある程度情報はわかっている方はおります。大変仕事をしている最中でもそれが気になると。では、次の仕事を探さなければならぬではないかというような、そういう懸念があるのです。ですから、本来ならば島内業者なら島内業者ということで、統一していただければ、恐らくこういう問題がなかなか起きにくい問題だったと思うのですけれども、その辺があるので、協定書の中に当然項目として入れるところがこれを見ますと、基本指針の中にはあるのです、引き継ぎ事項が。ところが、手続に関する条例の中にはそれらが抜けています。そうすると、最後のところの市長等が別に定める事項というところに入ってくると思います。それは、市の考えですけれども、その辺を新しい今度指定される企業にこれこれこういう形で、今の従業員は引き継いでくださいよということを本当にうたえるのかどうか。そこをちょっと明確に聞かせていただきたい。皆さんテレビで恐らく見ていると思いますので、その辺が心配ですので、どうなるのかということで、この後の直営に施設についても同じ問題が出てきます。その辺ちょっともう一度答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

十分配慮して、その点については不安のないような形で協議を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第185号についての質疑を終結いたします。

議案第186号 公の施設に係る指定管理者の指定について（保養施設いこいの村佐渡）の質疑を許します。

本間勇作君。

○50番（本間勇作君） このいこいの村につきまして、2団体が公募したわけではありますが、運営経費の提案額が非常に大きな差があります。1社が2,180万、もう一社が1,300万と880万の差があるわけですが、選定基準の中のいろいろありますが、7項目ある中で、サービスの向上が図られることという一つの基準があるわけですが、今でも余りサービスがよくないと言われておるいこいの村ですが、これだけ金額の差がありながら、このサービスの向上が図られることという選定基準に対しまして、そこらあたりは確実な保証が得られるのでしょうか。そのあたりお伺いいたしますし、それから今ほどおぎの湯でもありましたように、職員がおりますが、こういった今度かわった会社が委託して行うということになりますと、本当にその職員の身分というものがどうなるかという心配があります。このことにつきましては、今佐藤議員の方から話がありましたし、よろしいですが、この金額の差の中でのサービスの向上、それからこれから運営していく中での保証というものがどうなっていくかということの選定の中での話を教えていただければと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

私ども3回の選定委員会の中で、第2回目のときにそれぞれ私どもが関係いたします14団体からわずか15分ずつではありましたが、聞き取りをしております。そのときに先ほどご指摘がありましたように、委託料が相当安いのですがということで、委員さんの方から質問をしておりますが、一言で言えば心配ありません。それから、雇用の問題につきましては、委員さんの方からの質問がありまして、当然私どもとしては、その企業としては、地元と一体でなければこの施設を運営していくことが困難であろう。当然現在働いている方々、ほとんどの方を何とか一緒にやっていきたいということは、当然条件等々ございますが、この後十分協議をしていきたいというお話がございました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第186号についての質疑を終結いたします。

次、議案第187号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ）の質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 144ページから164ページまでは、これすべて社会福祉協議会が認定者としてここへ紹介されております。さて、そこで市長にお聞きいたしたいのですが、社会福祉協議会の理事長、副理事長というのか、会長というのか、副会長というのかわかりませんが、恐らく私のうろ覚えの中では、市

長さんのご推薦が何かでお決まりになるのではなかろうかなと思っておったのですが、間違っていたら訂正をしてお答えをいただきたいのですが、今どなたが理事長で、どなたが副理事長でしょうか。まさに今国で選挙の問題にも担ぎ上げられておりますが、天下りではないのかな。そういうことを大勢の市民から耳にします。その方々が特別に能力があって、そこへ座られたのかどうかわかりませんが、そういう人が天下っていて、きのうまで使っていた職員から情報が漏れないということ自体がうそなのだ。そういう私どもは心配やら、漏れたという情報やら、いろいろ錯綜する中で、今の社会福祉協議会のあり方、これはまさにそれがベターな選択であり、任命であったという市長のお考えであるかどうか、お答えをまず第1回お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 微妙なご質問で、どこまでお答えしていいのかわかりませんが、理事長は加藤幹夫さん、これは前の金井町の町長、それから副会長は相川町の弾正さんです。それぞれに見識と経験をお持ちの方だというふうに信じております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） その推薦が間違いなくベターなものであったと市長は自分をご推薦されたのだから、そう言わざるを得ないと思うのですが、そこで加藤さん、弾正さん、お互いにこの公共施設で一番赤字を出している両方の横綱です。そしてまた、それぞれの相川と金井という町村の首長であったと。その方々をよりによって、赤字の最も出やすい社会福祉協議会へご推薦をして、そして人材には不足なかったという話は、私少しこれ差し引いて聞かなければならないと、こう思うのですが、町村会でお互いにともに苦勞して佐渡の発展のために努力してきた仲間であるから、お情けで救ってやったのでしょうか。それについては答え要りません。と私はご推察申し上げておるのですが、この方々がこれ何十組のこの施設に対して、言うなれば管理者として今後見られていくのかわかりませんが、ともあれ私は一日も早く天下りを解消した方がいいと思います。市長のいわゆる政治姿勢ということをお考えになっていただいて、そういったものは無用の長物だということでお切りになった方がいいかと、こう思います。

それで、私が最後に申し上げておきたいのは、あえて要らぬことに執行権に踏み込んだ話をしたようでもありますけれども、職員が5名入って、いわゆるそれぞれの審査の審査員であったと。どこかでお会いをして、おい、どうだという話は一番聞きやすい立場だし、この人たちに聞かれればだめだという、あるいはいいかげんなことも言わないというような、これはだれが考えても、そういう常識的に考えられると思うのですが、そういった方々がこういう中にいて、そして100年に1回のチャンスかと思って応募したような人たちが残念ながら入札漏れをします。こういったことは官から民へ期待をして、いわゆる官は活力が切れてしまって、民の活力を使って、そして黒字に転用したいという思いであるならば、そういった制度疲労したような人事も私もこの際改めるべきだと思いますが、この人は任期は何年なのですか。教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

任期は2年であります。

○56番（大澤祐治郎君） 2年ということですね。最後になりましたが、それではこの2年間の間に市長は公選でまた次へ出てもそれは当然のことですから、何にも私は申し上げませんが、この方々は市長のいわゆる推薦ということではありますが、以後の人事もこういう可能性あるかどうか。最後にこれを開いておきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 選挙があるのでわかりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第187号についての質疑を終結します。

議案第188号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターしゃくなげ）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第188号についての質疑を終結いたします。

議案第189号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第189号についての質疑を終結いたします。

議案第190号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第190号についての質疑を終結いたします。

議案第191号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターかんぞう）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第191号についての質疑を終結いたします。

議案第192号 公の施設に係る指定管理者の指定について（金井デイサービスセンターしゃくなげの里）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第192号についての質疑を終結いたします。

議案第193号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂デイサービスセンター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第193号についての質疑を終結いたします。

議案第194号 公の施設に係る指定管理者の指定について（松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里）の質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 社会福祉協議会に実にこだわるのですが、これ社会福祉協議会総トータルで何件管理をするということになられるのか。そして、その総事業費の獲得ボリュームはどのくらいの金額になるのか。それから使われる職員、どのくらい的人员配置ということで職員を採用されるということになるのか。この三つの点について明快にお願いいたしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 正直申し上げまして、私どもの関係いたします25の施設の数字は持っておりますのですが、その中で社会福祉協議会だけといいますと、ちょっとまた計算しなければなりませんので、後ほど資料として差し上げるということによろしいでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 3回あるのですから、1回むだに使ってもしょうがありますが、課長後で出すというのは、本会議が終わってから後ですし、本会議中に間違いなく委員会付託にいくころには資料として出すということなのか。何だったら議長にお願いして議会とめて待っておってもいいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） きょうというのはちょっと無理かと思っておりますので、月曜日の委員会の朝には提出したいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第194号についての質疑を終結いたします。

議案第195号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第195号についての質疑を終結いたします。

議案第196号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第196号についての質疑を終結いたします。

議案第197号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木短期入所施設つくし）の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 社会福祉協議会に係る条例最後になりますので、ちょっと聞いておきたいのですが、これは社会福祉協議会の仕事量、今持っている仕事量の中で、今回指定管理に出たのは何%ぐらいですか。

仕事量が何%ぐらいなのかちょっと聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今私の手元に資料持ってきておりませんので、総体的に何%になるかというのはちょっと、先ほどの資料と一緒に月曜の朝まで待っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これなぜ私が聞いたかといいますと、この社会福祉協議会は法に基づくものですから、皆さんそれぞれ島民の方々も理解をされておると思っています。ですから、この福祉関連の仕事については、ほかの人が手を挙げたところないです。ところが、温泉施設のようなところについては、複数申請があるわけです。これは、福祉協議会というものの目的の外側にあるというふうにみんなが認識しているのです。私は、法に基づいたものであれば、できればその趣旨、目的のところの中でやるべきだろうと思えます。ですから、何%と聞いたのはそういうことなのです。

それから、指定管理に出るということは、例えば私が個人的に申し入れをしても、同じ土俵で審査を受けられるのです。皆同じ土俵なのです。ところが、この社会福祉協議会には市から市の職員が出向しておるでしょう。何人ぐらい出ているのですか。そうしますと、これも同じ土俵ではない。そして、これは赤字が出た場合には、市が補てんをしなければならない団体なのです、これ。ですから、私は目的、趣旨に沿ったものに特化していただきたい。温泉施設のようなものについては、いい機会ですから、今までは各町村がそれぞれ押しつけてきた経過もあるのです。それは十分理解している。十分理解しているが、この機会に問題中心に特化して、そういうアウトサイダーのものについては、離していくという作業があってしかるべきだったのではないかと私は思うのです。そういうことについては、市長どうですか、どういうふうに考えますか、これは。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これはまた難しい問題で、十分に精査をまだしていないわけですがけれども、雇用の問題、ただいま申し上げたように、たまたまこういうふうな結果になりましたけれども、市からも出向している。そういうことになると、これは結果ですがけれども、もしこれが別のところに落ちていけば、それなりにかえってコストが高くなる。つまり職員を引き揚げなければいかぬとかいう問題も出てくるでしょう。ですから、さっき別の議員からも話ありましたように、これから一定の期間2年なり、3年ですがけれども、十分精査して、この仕事は本来どこへいくべきか。やめるべきなのか、継続させるべきなのか。継続させるのであれば、職員を引き揚げるべきなのか。そういうことを全部精査して、これは指定管理者制度に出すとか、出さないとかということをきっちり市の意思として明確にしてからスタートしなければまずいのではないかと。ただ、これも結果なのですがけれども、こういうふうな形で当初はたしか質問にもありましたように、3,000万余りの外部へ出した効果、実際の一般会計からの繰り出しの減少は見込まれているのですが、トータルしてみると、今のところたしか6,000万以上、もうちょっと詳しく数字はもらわなければ、倍以上のそれなりの効果があるということがあります。

ですから、これからやらなければいかぬのは、本当にサービスが維持できるのかどうか。それから、本

当に住民にとってそれは価値があったのかということを経査して、この次の段階には市の意思を明確にして、あるいはそれまでの間に整理整頓として新しい仕組みに臨まなければいかぬというふうを考えています。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、私はもう一つの施設で質問いたしますけれども、私がたまたまこのすべてにかかわりのない委員会におるものですから、ここで議論しておかないと、それから審査をいただく委員会の方々もそれを踏まえてやっていただかないと困ると思っておりますので、もう一点だけあれしますが、この社会福祉協議会の問題については、今私が幾つか提案をしたこと、これはきちっと精査をしながらわかりやすいようにしておいてほしいと思います。

それから、今雇用の問題を言われました。だとすれば、この雇用の問題は募集要綱に入れておかなければならぬのです。雇用をどうするのか。そして、その選定基準の中にその項目を入れておかなければならぬのです。それから、資金調達力とか、いろいろのものが抜けておる。だから、そういうものはきちっと入れておかなければならぬところを抜けておるところにも問題があるのです。ですから、いろいろ今後またほかに出てくるのでしょうかけれども、赤字を補てんをしなければならぬような事業を抱える可能性もあるわけですから、それから人間を配置もしておるわけですから、職員を出しているわけですから、そうするとこれは本当にほかの団体と同じ土俵なのかといえば、土俵ではない。例えばそれを引き揚げて帰ってきた場合、本体としては人件費をどう持ち出すのか。これもまた大変なことなのです。ですから、必ずしも最初にあなた方が言った3,000万の経費が浮く。今市長が言われたように、6,000万ぐらい浮くのではないかとされますけれども、どういう形でどれだけの人が帰ってくるのかもわからぬわけですから。わからぬことはないわかっていられるのでしょうかけれども、ではその人件費をどう査定するか。それによっては持ち出し分がふえるのです。ですから、そういうことも含めて、しっかりこの中でやっていただきたい。

それからもう一つ、今市長が重要なことを言われました。これはこの事業の評価基準というものをどこに入れておくのか。条例の中に入れておかなければ私はならぬと思うのです。そういう条例が非常に不備がある。ですから、先ほどから言われている審査の委員会の問題もある。そういう幾つか漏れていますから、条例も見直すという作業も私は同時にしなければならぬのではないかと思うのです。これは一つ要望でいいですが、そういうものを含んでおりますから、審査される委員会はしっかりと審査をいただきたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第197号についての質疑を終結いたします。

議案第198号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 昨年度までの管理委託費幾らだったか教えていただきたいのです。私の記憶が間違いでなければ2,000万ちょっと出ていたかなという気がしておりますが、今回管理委託料は600万円、先ほどお話がありましたけれども、当初3,000万の経費節減のうちの約半分の1,500万近くがこの施設で出しておる形になっております。ですが、これは公社です。経営形態は公社ですので、もしこの施設で赤字が出れば、税金をまた投入しなければならない。こういうからくりも見えてなりません。これを踏まえて今

まで幾らで委託していたのか教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） お答えします。

今ご指摘がありましたように、14年度が2,100万、15年度が2,124万、16年度が2,190万です。それぞれ収入がありますから、収入が14年が960万、約ですが、15年が1,000万、16年度が800万7,000円ということでもあります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 公社の経営ですから、その収入を引いた部分で言っているわけではないですか。

2,100万出ているわけですよ。だったらもし収入があるのだったらその丸々2,100万は出ていかなくてもよかったのではないですか。ちょっと経理的におかしくありませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） お答えします。

公社の方へは市が委託をしているわけですから、委託費として支払う。ですから、宿泊とか、必要な歳入については市が受け入れるということです。ですから、差し引きが赤字であれば赤字をやるということです。そういう会計の仕組みになっております、公社ですから。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第198号についての質疑を終結いたします。

議案第199号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第199号についての質疑を終結いたします。

議案第200号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中興資源活性化センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第200号についての質疑を終結いたします。

議案第201号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新穂就業改善センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第201号についての質疑を終結いたします。

議案第202号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第202号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第203号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第203号についての質疑を終結いたします。

議案第204号 公の施設に係る指定管理者の指定について（素浜青少年海の家）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第204号についての質疑を終結いたします。

議案第205号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第205号についての質疑を終結いたします。

議案第206号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第206号についての質疑を終結いたします。

議案第207号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第207号についての質疑を終結いたします。

議案第208号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） この施設については、合併協議のときからいろいろ議論になったところなのです。

これは、運営のための基金があるところなのです。その基金については今回はどういう扱いになるのでしょうか。これは一般会計に繰り入れてしまうのか。そのまま基金が残っていくのか。どうなのかお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

赤泊支所長。

○赤泊支所長（渡辺邦生君） お答えいたします。

これは運営のための基金でありますので、今のままで置かしてもらいたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 指定管理に出すということは、もはやその運営に対する補助というのではないのです。これは基本的なところですが。当然この基金は一般会計に繰り入れてしまうのです。基金はそのまま残しておきましょうなどというのは、これは違反行為でしょう。どうしてそんなことになるのですか。

それからもう一点あわせて、この公社の長は市長、高野宏一郎だと思っております。そして、発注する側も高野宏一郎です。そして、公社というのは先ほどからいろいろ出ていますけれども、赤字が出た場合にはこれ補てんする団体です。商法だったらこれはあり得ないのです。商法に基づく行為ならこれは違反行為です。そういうことがあっていいのかどうか。そこまで議論しているのかどうかお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 赤泊支所長。

○赤泊支所長（渡辺邦生君） お答えいたします。

先ほど済みません、サンライズの基金ではなくて、振興公社の基金ということでございました。申しわけありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

発注者と受注者が同じ人ではないかということですが、特にそこまで注意して見なかったといいますか、公営ということでお願いをしたわけでありませう。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、どうでしょうか。公社は基金を持って運営をしていく。そして、ほかにも提案者がいるのです。基金はほかの人にもう一人の方の方にいけば持つておる基金は全部一般会計へ入ってしまうのです。その方がいいではないですか。その方がいいと有利ではないですか。点数もほとんど違わぬようです。そして、今公社が持つておる基金も全部一般会計に入ってくるのです。それがいいに決まっているではないですか。そのことを委員会は審査するのではないですか。何を審査するのですか。ですから、審査の基準も施設によってそれぞれ違いうし、あいまい過ぎるのです。あなた方のところでの事前の準備ができていないからこんなことになるのです。基本的なところをきちっとしてください。これはまた委員会で十分に審査をしていただかなければなりませんし、これ以上出てこないというのですから、どうしようもありません。一言だけこれ市長どうですか。もう一方の人に指定をするようにして、ある基金は市の方に入れたらどうです。これが一番有利だと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 十分な知識がないのであれなのですが、この後今の問題も含めて検討はします。ただ、振興公社自体旧赤泊村の願いもあって、この施設を守り育てようという思いがあったわけですから、それはそれで十分検討し、かつまたそうはいつでも一緒の佐渡市になったわけですから、そこも含めてちょっと検討してみます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） これは、齋藤総務課長お尋ねしますけれども、公社、市長が理事長だと、こういふことでそしてコンテストをやったら市長がとったと。これは法律的におかしいのではないですか。ほか

の人がとれる余地はないでしょう、まずもって。だから、こういうものに対しては一つの線引きをしてですね。公社で生かしていくならそれで市長は先ほどのお話の中で、よりよい経営をして運営をしていきたいというのだという思いがあってということをおっしゃっておいりましたから、それはそれで私は立派で尊敬も申し上げますが、今言ったように発注者が市長で、そして受注者の入札に市長も入るといようなことは、これはコンペの方法としては私は少し考えるべきなのではなかろうかなと、こう思うのですが、総務課長そうは思いませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回指定管理者の受託をする要件ではありますが、法人格を有しておるかおらないかはともかく、団体であればよろしいということでありました。したがって、当然参加資格を有するというので、今回赤泊振興公社も応募されたわけでありまして、今回代表者が高野市長ということでありまして、その点についてはどうかということですが、これは法人格は別でありますし、受託されるということについては、法的には問題ないかと思えますけれども、運営の中で疑義があるのかというご指摘がございますので、今後第三セクターの法人のあり方については検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） だれもほかに入札者がなかったなら今の総務課長のお話はそのとおりだと思うのですが、ところが、もう一方わずかでもいたわけですね。そうしたら市長が飾りであろうと何であろうと、理事長になっておるその公の団体があえてもう一人の人と競り合ってとるというまみは何なのですか、それでは。それは私は逆に言うと、市長の方で遠慮して、赤泊のもう一つの有資格者に譲ってあげるといことの方が地域の実情もわかり、現実味があるのではなかろうかと思うのですが、そこら辺はお考えになりませんでしたですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

市長が代表を務める公社が受けるということについてどうかということですが、先ほど申し上げましたように、今後運営の問題等で、あり方については十分検討していかなければならぬとは考えておりますが、赤泊振興公社としてのこれまでの生い立ち等もあるわけでありまして、今後の課題として検討させてもらいたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 先ほどから金光君やら、みんなが心配しておりましたけれども、それなら赤字が出て、市長がそこにいるのだからという含みもうかがえるのです。ですから、赤字出さぬようにももちろん当然やるでしょうし、また私らの議会もそれは厳しくチェックしますが、だからあえてそういうところに市長が理事長の公社が入る必要があったのかどうか。市長はおれが見ないところは心細くて将来どうなるかわからぬので、貴重な財産だから、さらに目をかけてランニングさせてやりたいという市長の思いだと思うのですが、どうも裏にちらちらと要らぬ影が見えるような気もするのです、赤泊の白いひげ

でも生えておった人が。そういうようなことをおもんばかって、この入札がもちろん妥当性というか、正確性を欠いたとは思いませんけれども、そういうようにやゆされるようなこれは入札ですよということを述べて私はおきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） やめておこうと思ったのだけれども、これだけいろいろな意見が出ると申し上げておかなければならない、聞いておかなければならぬことがあるのです。まず、今度の管理指定について、第1点は佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがある。これがまず最初にあるのです。この手續条例に基づいてきっちりやっておるかどうかということが一つなのです。それから二つ目としては、これは議会にボールを投げてよこしたのだから、あとは議会がいいよということになれば、これはそのままいくわけです。だから、これから検討するということを言っているけれども、検討する余地はないのです。あなたたちが提案したによらず、取り下げさせてくれと、こう言わない限り議会はイエスかノーか保留かどっちかにするわけですから、そういう運命にあるのだということです。

そこで、まず私がきちっとこの際聞いておきたいことがあるのです。先ほど申しました手續に関する条例、これに基づいてきっちりやったかと、そこに持っておりますか、その条例を。持っておいたら手を挙げてください。そうしたら要らぬことを言わないですから。そうすると、この中で言っていることは、こういうことなのです。まず、今までどおり佐渡市が運営するのかもしれないのか。それから、指定管理者の方へ出すのか出さないのか。それは佐渡市が判断しなければならないと、こうなっているのです。その次に、もう一つの枠がはめられておる。どういう枠がはめられておるかという、この手續条例の5条なのです。これが指定管理者の候補者の選定の特例というのがあって、なるだけ市が出資しておる団体にはやってはならないのだと。しかし、そういうものしか応募するものがなかったときは、条文でいうとこういっているのです。1号、公募に対し申請する団体がいないとき、それから申請した団体の中に選定基準に該当せぬもの、それから3番目としては、指定管理者の候補者として不可能だと、著しく不適當であると。それから4番目として、指定管理者が第11条1項、つまり市長は取り消す権利を持っているのです。その取り消しを受けた者、こういうものがあって、どうしても社会福祉協議会みたいなのにやらざるを得ぬと、そういうときはそこへやってもいいというのが5条の特例なのです。

だから、その手續条例これをしっかり読んで、このとおりにやっておけば、今議場でもっているいろいろな質問出ています。そういうことがちゃんとクリアできたのではないかなと、こう思うので、今私が3点ぐらい聞きました。これについてまずお聞かせを願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今加賀議員の方からこの手續条例を運用していく中で、間違いなかったのかということではありますが、皆様方からご指摘をいただきました点、反省する点は幾つか私どもも持っております。統一的な基準をつくらなかったとか、あるいは四つの部会をもって動いてきたわけではありますが、それぞれの中で統括的な考え方が浸透していなかったということで、ご指摘の点反省すべきは反省させていただきたいと思えます。

手續であります、この手續条例につきましては、あくまでも公募が前提ということでありました。そ

の公募の要件としては、第2条の中で公募の要件として、幾つか公募する例示として、法人その他の団体というふうになっています。個人以外はオーケーですということでありました。したがって、そういう中で縛りはありません。したがって、公共的な団体も当然資格要件としてあったわけでありまして、その中で幾つかの市が出資をしておる第三セクターの団体もあったわけでありまして、その中でも複数あるいは単独の場合でもそうでありまして、選定委員会の中で評価基準に基づきまして評価をさせていただいたというものであります。

今回61の施設について公募をかけたわけでありまして、今回皆様方の議案として提案した施設としては、53の施設であります。その5条を適用したという部分については、二つの施設がございました。一つは、平泉の活性化センターと、それからもう一つ羽茂のマリンスポーツの関係であります。これにつきましては、公共的な団体というところで応募がなかった関係上そういうふうにさせていただいたものであります。それぞれの段階においては、幾つかの反省すべき点はあったかと思いますが、まず公募によるということのところでは、この条例の趣旨に沿って動いてきた部分でありますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この種のもは非常に難しさがあるのです。というのは、これから議会にかけるけれども、一応あなたが議会の承認が得られれば指定されますよという、例えば仮免のようなものを与えておるわけです。ところが、それを今度は議会がひっくり返すということになると、またいろいろややこしい問題が起こる。さりとて手続条例に照らして議会が審査をしたときに、何で市が補助金を出しておる団体がとって、そうでないのが落ちたのだと。そうすると、手続条例に違反するぞというような問題が出て、大変この後が混乱するなど。そういう点では最初の入り口のところで選定委員の皆さんにこの手続条例というのがあるので、まずこれでよく審査してくださいよということを市長としては言わなければならぬ、その条例があるわけですから。だから、これでこれから答弁をせいということは私は言わぬのです。ただ、そういう難しさがこの事業の背景にはあるのだよと。

したがって、今後どういうふうにするか、著しく不適當と思われるものについてはどうするか。これは、議会が知恵を出さなければならぬところかなと。特に難しいなと、ここで私がしゃべってしまうと、えらいことになるからしゃべりませんが、特にこれは大変だなというところについては、また提案者である市長部局と議会の方で慎重にかつ生産性のある形で審議を進めていかなければならぬというような気がするのです。これ答弁要らぬです。答弁は要らぬと言ってもおれが言おうとしているのに、やられるかと思って、特に答弁は要らぬと思うが、しかし問題点はここにあるので、私はだからずっと黙って聞いておったのです。このことを言う人がおるかなと、だれも言わぬ。しかし、一番大事なのはこの手続条例というのがあるのだと。先ほど総務課長は若干反省すべき点があると、こういうふうに言ったが、もしその反省すべき点を今後実際の場面で、これを指定するかせぬかというその大事なところで特に反省をせねばならぬという点が出たときは、議会とよく相談をして、ひとつここはうまくやってもらわなければならぬなど、こう思うのですが、あなたどう思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

十分心してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第208号についての質疑を終結いたします。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ではありますが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第209号 字の変更について（両津地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第209号の質疑を終結いたします。

議案第210号 新たに生じた土地の確認について（潟端地内）、議案第211号 字の変更について（潟端地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第210号及び議案第211号の質疑を終結いたします。

議案第212号 新たに生じた土地の確認について（片野尾地内）、議案第213号 字の変更について（片野尾地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第212号及び議案第213号の質疑を終結します。

議案第214号 新たに生じた土地の確認について（住吉地内）、議案第215号 字の変更について（住吉地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第214号及び議案第215号の質疑を終結いたします。

議案第216号 新たに生じた土地の確認について（羽茂大石地内）、議案第217号 字の変更について（羽茂大石地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第216号及び議案第217号の質疑を終結いたします。

議案第218号 新たに生じた土地の確認について（羽茂大石、羽茂大橋地内）及び議案第219号 字の変更について（羽茂大石、羽茂大橋地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第218号及び議案第219号の質疑を終結いたします。

議案第220号 公有水面埋立てに係る意見について（両尾地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第220号の質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時41分 休憩

午後 4時52分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

議案第221号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について、歳入についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 概略説明願いたいのですが、歳入で地方交付税が2億、それからこれ災害にかかわるのかどうかわかりませんが、国庫支出金で国庫負担が2億3,000万、県の補助金が2億9,000万、そして繰越金に6億3,000万という、この一連の流れについて説明願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

議員今言われました地方交付税あるいは国庫支出金、県支出金、それから繰越金等ではありますが、地方交付税等につきましては、今回の補正の財源不足を補てんしたということでありまして、また国庫あるいは県の支出金等につきましては、特に災害復旧関連経費等の部分で補正をお願いするものであります。また、繰越金でございますが、繰越金につきましては、平成16年度の決算が終わったということで、それに伴う補正と、またそれに伴う歳出の方では積立金をお願いするというものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 歳入について質問をいたします。

まず、第1点は14ページ、地方交付税2億2,201万8,000円、これだけのものを増額しておるのです。このことについてお尋ねしたい。まず第1点は、この地方交付税はこの9月議会までに国がこの交付税を増額して認めた金額なのかどうかということが1点。仮にそうだとすると、18ページ、ここに臨時財政対策債、これが2億4,660万切っておるわけです。そうすると、ここにアンバランスが出てくる。つまり国は格好のいいことを言っておって、実際はこの2億4,660万臨時対債を切ると。そうなってくると、当初で見ておった17億8,000万というやつが15億三千三百何がしに下がってくると、こういうことになるのだが、さて今の小泉自民、公明連立内閣の改革の本性をあらわしておる。地方いじめをいよいよ出してきておるわけです。だから、そうやって見ればいいのか。そもそも地方交付税の増額分というのは、あなたたちがひそかに持っておったお金をここへ出したので、それとは関係がないのかどうか。

それからもう一つは、繰越金だ。この繰越金というのは、わかりやすくするために11ページで聞きますが、これは総括表があるから聞くのですが、ここで繰越金を6億3,664万1,000円、これを入れておるとい

うことです。いいですか。そうなってくると、かなりこういうものもぶち込まなければ、つまり本来ならあなたが貯金通帳に持ってあって、この後出せばいい。それを吐き出さなければならぬところにおいておると、こういう状態が生まれておりますよと。

さらに、繰入金だ。繰入金ということになれば、これは恐らく基金その他から繰り入れなければならぬと、こういうことになるのだが、今私がこの歳入予算の中で質問したことを整理すると、交付税はふえておるけれども、そのふえた金額というのは、改めて交付税をふやしてよこした金額なのか。あなたたちが腹の中で持っておったのをここへ出してきたのかどうか。それは臨対債を切ったこととの相関関係はどうなのか。それから、交付税がふえたということであれば、何で繰越金を全部ここへ放出しなければならなかったのか。それで足らぬで、基金等の繰入金をまた入れなければならなかったのか。こういうことをして玉を合わせなければならなかった理由は何なのかと、こう聞いておく。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

まず、交付税と臨時財政対策債との関係であります。基本的には交付税も臨時財政対策債も、従来は、従来というのは平成12年までは交付税の財源不足額については、交付税特別会計で借り入れをして、その借り入れの返済に当たっては、国、地方が折半をするという取り決めであったわけですが、それが平成13年から地方の部分につきましては、臨時財政対策債として交付し、後年度で交付税措置をするという形に変わってきたわけです。そこで、議員お話しのように、今回交付税につきましては、7月に臨時財政対策債等も決定をいたしました。決定に伴って、交付税の方は当初かたく見積もっておったということでありまして、臨時財政対策債につきましては、少し見積もりが甘かったということで、今回臨時財政対策債は削減をせざるを得なくなりましたし、逆に今交付税は先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、全体の予算の中での財源の補正という形で調整をさせてもらっているということでもあります。

それから、繰越金等の関係であります。これにつきましても、前年度の繰り越しにつきまして確定いたしましたので、今回歳入として見込んだということでもあります。ただ、これと繰入金の関係というのは、基金等の関係で繰り入れをしている部分でありまして、繰入金につきましては、特別会計の前年度の精算に伴って繰り入れる分であるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、繰越金の方に戻りますが、繰越金につきましては、2分の1は地方財政法で財政調整基金等の積み立てが必要になってきますので、半分は一般財源として使用可能な財源ということでご理解いただきたいとします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、13日の日には私が財政一本で大質問やりますから、これ以上はやらないこととしておきますが、しかしこの合併特例債をがばっと切らざるを得なくなっておるわけです。合併特例債を切らなければならなかった大きな理由というのは、消防署だ。消防署が単年度でやらなければならぬ事業を17年、18年に継続費として盛った。17年度は8,100万ちょっと、そして18年度は1億9,400万ちょっと、こういうふうな振り分けをしたから、合併特例債が減ったのだが、そのことは読めるのだが、そうい

うふうに大どころの事業が減ったにもかかわらず、歳入として予定しておるお金はかなり胸突き八丁をやっておるなという気がするのです。それは事実だから、私はこれはしようがないと思うのです。ただ、今私が申し上げた繰越金については、歳出の方で財政調整基金の方へ積んでおりますから、半分積んでおりますから、これ全部が今度の補正予算のつまり基金を除くその他の歳出に見合う、あるいは賄うための繰越金とは思わないが、しかし繰入金というのは16年度の入札残とか、そういうものの大事な財源なのだ。これを全部放出してしまわなければならぬ。半分は財政基金に積んだということはあっても、半分は使ってしまうと。

そこで、こういうことであって、それならこの後来年度の問題になってくるのだが、来年になって消防署が今度はいよいよ本格的な事業をやるようになったときには、この財政はかなり苦しくなるというふうには私は見るが、苦しくならないのだというのがあったら言ってみれくれぬかな。ごまかしはおれはわかっておるのだ。どこに銭があるかということは、答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

消防署の関係につきましては、今ほど議員がご指摘のように、当初17年度の単年度で建設をする予定でしたが、用地等の関係で17年度、18年度の2カ年の継続事業として実施をさせてもらいたいということで、継続費の設定とあわせて補正の減額をお願いしているものであります。本年度は3割、来年度7割という形で組み立てをしております。財源につきましても、そういう形で移行させていきたいというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたまだあれでしょう、8億から9億腹の中に銭を持っておるでしょう。しかし、あなたが言わないのだから、答えなさいとは言いません。13日の一般質問のときは腹を据えてやるのですから、そのとき答えてくれればいいです。議長の指示では、歳入に限って質問せよと、こういうことですね。これは歳出との関連で言わぬと話が通じないけれども、しようがないから、歳入はそういうところでとりあえず質疑をおさめておきますが、いずれ歳出にいつてまたやります。

○議長（浜口鶴蔵君） 歳入についての質疑を終わります。

歳出は一括でお願いいたします。

質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 4款の衛生費ですが、2項の清掃費、41ページになりますが、ここで負担金補助金の中に使用済み自動車等海上輸送補助金というのがございます。これは使用済み自動車というのはどういう範囲を指すのか。上の委託料にあります放置自動車も含まれるのかどうか。また、ことしから自動車のリサイクル法が施行されまして、車検のとき、あるいは新しい車を買ったときに、廃棄する処分の料金が取られるわけです。そうした場合に、これを補助することによって、その個人の負担が少なくなるのかどうか。

それと、この補助金の支出先、それから今回見込んでおります3,000万ですか、これの見込みの台数というのはどの程度なのかをお聞きしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今ほど議員ご質問の離島対策支援事業としての使用済み自動車の海上輸送費の補助金についてでございますが、これは議員お話しのとおり、ことし17年1月から自動車リサイクル法が全面施行されまして、自動車の所有者から車検時、もしくは新車購入車にリサイクル料金をあらかじめいただいているという制度立てとなっております。このリサイクル料金につきましては、自動車リサイクル促進センターがお預かりしているというお金になってございますが、この支援事業としまして、リサイクル料金をお預かりしている中で、余剰金が生ずると。これは、中古車のまま海外に輸出されるですとか、そういった場合に自動車リサイクルの制度に乗らないといったものが出てくるわけでございまして、そういった余剰金をリサイクルを円滑にするために還元するという制度立てでございます。

制度の概要といたしましては、自動車を廃車をいたしまして、リサイクルに回す際、離島の場合ですと、通常の輸送費のほかに廃車手数料ですとか、輸送費のほかに航送料金というのがかかるわけですが、離島の場合の最終所有者の負担を軽減するために、その航送料金の8割というものをこのリサイクル促進協会の方から補助をいただくというもので、この10月1日から制度を発足するものでございます。

なお、補助金は自動車リサイクル促進センターから市を経由いたしまして、リサイクルを行う業者、これは登録されている業者、許可業者でございますが、業者に交付する形になるわけでございますが、最終所有者、自動車をお持ちの方の負担の軽減にならなければこれは意味のないことでございますので、市の制度といたしましては、この補助金を受けていただく事業者からの申請を受けまして、またその申請書の中には具体的に最終所有者の方の負担を軽減するような計画を明らかにしていただくというような書類を添付していただくとか、また実績報告を縦覧をして、最終所有者の方がごらんいただくようなことも可能なような制度立てにしておりまして、透明性のあるものを確保したいというふうに考えております。

なお、対象となる車でございますが、お話し申し上げていますように、通常私どもも持っております車をリサイクルする場合もそうでございますし、それは最終所有者の負担の軽減になるような制度立てでございます。また、放置自動車の場合ですと、市が処分をするという形になった場合には、市の処分する料金の中の航送料金、この部分が負担軽減というふうな対象になるというふうな制度立てでございます。

それで、台数でございますが、これはこのリサイクル促進センターとこれは制度立て、今年度からの制度立てでございますが、協議をしております、実は島内で5万台強の自動車があるわけでございますが、若干多目ではあります、1万台を見込んでおります。ただ、これは促進センターとの協議の中で、今年度このぐらいの数字を見込んでいただきたいというような指導もございました数字でございますので、あらかじめご了解いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 1点だけに絞ってお聞きします。しかし、重要な問題ですので。

23ページ、ここの13節の委託料に法律顧問委託料増とありますが、委託料増というのは前にあったということなのか。ただし、法律顧問というのがあったかどうかはわかりませんが、一体これは市が訴訟を打

たれたと。つまり裁判を打たれたと。それに対する応戦の私は弁護士費用だろうと思うのです。それで、仄聞するところによると、まず市長たる高野宏一郎が訴えられておることが1点、高野宏一郎の命を受けて、事務を処理しておる職員が別面個人として訴えられておるといふふうに聞いておるのです。それで、これは法曹界でも判断が分かれるところなので、その職員は別に職員個人が悪いことをして訴えられておるのではなくて、今回の場合は国民健康保険の手続の問題で裁判になっておるだろうと思うのです。そして、これは当然のこととして、何らかの支援をしてやらなければならない。別に個人が悪いことをしたのではない。もっとわかりやすく言えば、この間もある事件が一つあったのです。それはどういう事件かというと、住宅の抽せんに来てくれという案内を出した。そうしたら配達が違うところへ配達をしたために、ついに時間までに間に合わなくて、その人は抽せんに入られなかったという事件、そこで何が問題になったかということ、これは書留でやらぬとこんなことになるなという反省があるのです。だから、今度の裁判は国保の問題ではあるが、つまり手帳が届いたか届かぬかということによるところの私は訴訟だといふふうに聞いておるのです。

そこで、私がここで聞きたいのは、もちろん市長は応戦しなければなりませんから、これは当然のこととして、この弁護士費用は認める。しかし、もう一人まじめに市の事務をつかさどっておった職員があわせて訴えられておるといふことについては、あなたたちはどういう内部検討をされて、今どういう方向へ進んでおるのかご説明を願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど加賀議員の方からご質問のありました法律顧問料80万円の増額であります。これは当初60万円計上しておりました。80万円増額した内容については、先ほど加賀議員の方からご指摘のありました国家賠償請求事件に係る経費であります。それと並行して個人が訴えられているやに聞いておるといふことでございますが、そのような事実でございます。個人がそういう訴えの相手方としておられます。ただ、この関係については加賀議員の方からもご指摘がございましたように、これは法曹界の中でも分かれておるといふことでありますので、公費での支出ということについては今のところそこまで踏み込んだ考えはしておりません。しかし、公務に係ることでもありますので、これは支援をしていく必要があるだろうといふことで、これは職員個人が支援の輪を広げていこうといふことで、今検討し、そして財政的にも、そして精神的な負担についてもどこまで支えられるかわかりませんが、物心両面にわたって支援をしていこうといふ取り組みを今進めているところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これで最後にしておきたいと思うのですけれども、まず市長が訴えられたのだから、これは応戦しなければならぬから当然だろうと、こう思います。それから、もう一人は職員がとんでもないミスをやって訴えられておるといふのであれば、これはしようがない部分があるが、しかし調べた上で忠実に事務を執行し、ただ市長たる高野宏一郎の行為について訴えた、それを担当した職員もついでに訴えてやれといふことで訴えられておるとすれば、これは最大限支援をして、いずれにしても担当職員が

訴えられておるといことであるから、あらゆる精神的な面からも、またその他の面からも支援して、そしてこれは高野宏一郎の行政執行に対する訴訟というふうに一本であるというふうを考えて、あらゆる知恵を絞って支援をしてやっていただきたいと、こういうふうに思うが、今その方向で動いているのではないかと思います、そのことについてだけご答弁を願って、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

加賀議員が言われたとおりの方向で今考えております。その職員は、決して法に背いたことで訴えられるというわけではありません。忠実な職務の中でいさかいがあったのだらうというふうに思いますが、これは職務の執行に絡んでのこととありますので、当然私どもも公費での支出ということはかなわぬとしても、職員として十分な支援の体制をとっていかうということで、今職員、そして組合の方にもお願いして今進めておるといところであります。よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） この際3点ばかりお聞きいたします。

同じ23ページなのですが、この9月議会の一般職の給料の増減が非常に激しい。そして、47ページの農業委員会が減っていると。ほかにもその下へきて、農業総務費の中で9人ふえていると。これは、本来なら間違っていたら間違っていると指摘していただきたいのですが、組織を随分室をつくったり何かしたというふうなときに人事がそれに間に合わなかったのではないかなというふうな気がするのですが、間違いだったら間違いだというふうに指摘していただきたいのですが、9月にこんな大幅な増減があるということはそうないのではないかなと思うのですが、そこの説明を願います。

それから、同じ47ページの報償費、委託料の中で、9月に来て農林水産振興戦略プラン策定委員謝礼の41万5,000円と、その下に委託料の同じく600万とありますが、これはどういうことなのか説明を願います。

さらに、57ページ、観光費の中の負担金補助及び交付金で、佐渡観光協会負担金増675万、ここへ来てこういうふうな大きな金はどういう形の中で要るようになったのか。その説明を願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 猪股議員の質問にお答えをいたします。

人件費の件であります、これは4月に人事異動を行いました。そのことにつきまして、9月の補正でやりとりをさせてもらったものであります。農業委員会総務費で9人の増、そして一般管理費で26人の増であります、それぞれ職員が増員された部署については、金額でふえているというところでありまして、総体の人員につきましては、最後の方に給与の明細書をつけておりますが、1,361人で、総体ではイコールということになっております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） 47ページの報償費の農林水産振興戦略プランの委託料についてお答えしますが、6月議会で市長が一般質問でお答えをしたと思うのですが、今の佐渡市の農業の振興については、県の地域振興局が出した農業振興ビジョンあるいは佐渡市が16年4月に策定をしました佐渡農業水田ビジ

ョンというもので農業水産振興を行ってきているわけですが、なかなか農林水産業がうまく発展をしてきていないというような現状があります。担い手不足、米価の低迷、水産物の漁獲高の減少あるいは魚価の低迷というようなことで、非常に元気がないというようなことで、新たないわゆる戦略的なビジョンからプランをつくりたい。例えば畜産であれば肥育牛は結構少なくなっていますが、新たにでは具体的なプランを立ててどう振興していくのか。水産ではことしはクロマグロが豊富だったわけですが、そういうものが一時的にそういうふうにおるだけで、すべてが島外に出ていかざるを得ない。しかも、本土とのいわゆる時間距離もありますし、海上輸送もありますから、コスト的にも高くなる。できたらそういうものを使って地産地消の推進もそうですし、あるいは1次加工をして付加価値を高めて、漁業の振興にも図りたい。そういう具体的なプランを一方では10人の委員からいろんな議論をしていただいて、議論を提言していただく。そして、この600万の中からは具体的なプランについての委託費として充てて、専門コンサルタントからいわゆるいろんな意見を、案を提示してもらうということで上げさせてもらっておりますが、今年度だけで時間的にも、議会が10月の6日でしたか、ですから今年度は約半分ぐらいしか正直できないと思います。来年の遅くとも9月ごろまでにはきちんとしたプランをまとめて、19年度予算あるいはできるものであれば、18年度新年度予算に反映できるようなことでやりたいということで上げさせてもらっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

佐渡観光協会の負担金の増額の675万円の件でありますけれども、これについてはことしの4月に観光協会の職員を増強しようということで、新潟県の離島振興協議会から職員が観光協会の方に移りました。つまり新潟県離島振興協議会の負担金からの組み替えの人件費であります。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） その人件費なのですが、その人はどういうふうな仕事をして、それだけの人件費を払って、今観光客が減っているというのですが、どういう仕事をして、どういう成果が上がっているのかというのが1点と、これ市長、先ほど指定管理者にもありましたが、どうも町村時代の流れか知りませんが、何でも長とつくものは兼任している。これ観光協会、これも市長が会長なので、即刻おやめになって、これ外から見るとお手盛りになるわけです。また、漁協合併のまた協議会長もやると。何でも受けければいいというものではなくて、佐渡市長に専念すべきだと私は思うのです。したがって、このことも踏まえて、先ほどの指定管理者も踏まえて、できるだけ佐渡市長以外の職は外れるというふうな中でやるべきだと思うのですが、今これ単に組み替えだって簡単なような言い方しますが、観光協会そのものが早く会長を決めて統一しなければならぬ、それもできないのに、一方で何か継続的なことは一つの流れに沿ってやるというのは、私はこれはいかがなものかと思うのですが、その辺その職員がどういう仕事をされているのか。きちっと説明願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えをいたします。

どのような成果が上がっているのか。職員がどのような仕事をしているのかということですが、数字的に申し上げますと、現在昨年よりも観光客がやや下回っているというような状態で、なかなか数字的な成果が上がっていないのが現状であります。ただ、職員の2人いるところを3人にして、少しでも細かい宣伝をして、一人でも多くの観光客に来ていただきたい。今まで2人の分を1人増強して3人で宣伝を多くして、多くの観光客に来ていただきたいということで、今秋の社会実験についても観光協会を中心に実施をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 非常にづらい答弁されていますから、これ以上やりませんけれども、ことしの夏は随分外人の観光客も多かったのですが、課長、外国語の英語のパンフレットが8月の半ばぐらいにたまたま紹介された女性のフランス人の観光客を連れていったら、今ちょうどできてきたところだと、いつだったかな、お盆前後だと思うのです。そんなようなことを片方でやっておって、事務的な作業というようなことを言いますが、これは1人ふやしたなら、2週間も3週間も月営業に出すぐらいのことで1人ふやすと。ぐるぐる、ぐるぐる東京や関西回すために1人ふやすというなら恐らく市民も納得します。ただ、庁内において事務作業をやるために1人ふやして六百何十万給料上げます。これでは、成果が見えないようなことなので、今言ってもしょうがありませんが、あとこれ産経委員会で厳しい恐らく審査があると思いますが、きちっとそのようなことを念頭に置いた予算編成等をやっていただきたい。市長も十分観光協会会長なので、早くおやめになって、そして民間人でやって、市長の立場でまた厳しく指導されるというのが最も佐渡市民が望んでいる姿だろうと思うので、そのような形で委員会で審査お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 4点ばかり質問します。

25ページの情報化推進費の中で、15節の工事請負費、情報通信設備工事950万とありますが、これ新規なんでしょうか。その内容について教えてください。

それから、27ページの放送業務委託料、13節の委託料、これの内容についてまず教えてください。

それから続きまして、75ページの学校給食費の中の一般職の給与、6人の増員、学校教育課からそれぞれそのうちの中で異動されていますが、こういう形の方々が学校給食に担当する方というような形で異動されているのか。そして、そうであるならば、その方たちは学校給食という形の中で、一本化された形で管理されていくのか。その点について教えてください。

それから、79ページの工事請負費、土木施設災害復旧工事2億9,895万9,000円とありますが、これは17年度災の中で被害を受けたうちの何%を補うものなのか。それについて教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えをいたします。

一番最初に質問のありました27ページの工事請負費のことです。これは、工事請負費は我々テレビ関係の電柱を引いてあるわけですが、道路改良工事等に伴いまして、その電柱の移設をしなくてはならないというのがありますので、その分の工事請負費でございます。

それから、その次の27ページの委託料、放送業務委託料でございますが、これは今CNSテレビのアナ

ウンサーが3名おられます。1人の方が9月いっぱいをもって退職されるということになりますので、この3名につきましては、今までは正規の職員でございましたが、今度は1人分不足しますので、その1人分を委託料で持ちたいということで、そういう計画をしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） それではお答えをいたします。

6人ふえております学校給食センターの方でございますが、職員の退職者の補充でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

79ページでございます。土木災害復旧費の工事請負費2億9,895万9,000円でございますが、被害の何%かということでございますが、これにつきましては、通常の道路の維持管理の予算を超えた、いわゆる6月の27日から28日の発生災、それから8月の10日の災害、この二つの部分でございます。そして、一番004の17年災、公共土木災害、いわゆる災害を国庫補助としてもらう査定をこれから受ける部分でございますが、これが市道が36カ所、河川が5カ所ございます。そして、道路橋梁災害復旧費増というのがございますが、これが道路19カ所、河川災害が11カ所、それから災害復旧応急工事としまして、道路2カ所、公園1カ所ということで、今回特別に災害費と盛りさせていただいたものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、25ページの電柱の移設に伴う工事ということで、これはケーブルテレビの件です。このケーブルテレビ、新穂地区ですか、のケーブルテレビの工事に伴う電柱の移設工事と、これはあらかじめ業者の見積もり段階にそういうものが入っていなかったのか。それについてまず1点お聞かせください。

それから27ページ、CNSのアナウンサーが1人退職されると、現在3名でやられているということの要因として、これは羽茂と真野といまだに二つ分かれているような形で放送がされているような形だと思っておりますが、この一本化がまだなされていないせいにあるのかどうかということをお聞かせください。

それから学校給食の職員、退職者の補充のために6名の増員とありますが、この方々は実際に調理を担当されている方々の補充なのでしょうか。それとも栄養士も含まれているのでしょうか。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

まずは、道路改良等によつての電柱といいますか、その移設でございますが、これは今新穂というのではなくて、今のところまだやっていないのは、両津、相川、金井、畑野、新穂の半分ということになっておるようですが、それ以外の以前にやったところでその後道路改良が入ってきたと、そういったようなときの電柱が我々の方が先に立てているわけですから、道路改良が遅くなっておりますので、そのとき支障が起きたというようなことで、電柱の移設ということになっています。道路改良によって、拡幅したことによって、今まであった電柱が拡幅の邪魔になるという言い方はおかしいですが、かかってくるという

ことになりますので、その分の移設等でございます。

それから、アナウンサーにつきましては、現在3人体制でやっているわけですが、先ほど言いましたとおり9月で1人が退職される。今は全部羽茂も一緒になって、真野で管理をしているわけですが、今までどおりの3人体制でいきたいということで計画しております。これは、カメラも3人体制ということで、カメラとアナウンサーと組みになって歩いているわけですが、そうしますと一つアナウンサーが不足という言い方おかしいのですが、不足を生じますので、その補充をしたい。ただし、今までは先ほど言いますとおりに採用した正規の職員でございましたが、今度は委託職員ということにしたいということで、その補充分ということになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答えを申し上げます。

栄養士ほかの業務の人も含まれておるか、ということでございましたが、栄養士が1人含まれております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは学校教育関連、その給食の人員のことに関して最後に質問させていただきます。

栄養士は現在何名佐渡市の中でいらっしゃるのか。それから、その栄養士の方々は集中的に佐渡市として2名、3名とか、そういう形で採用して、集中的な献立づくりとか、そういうものがないのか。そういうことを検討されたのかについてお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） それではお答え申し上げます。

栄養士は、各学校における場合と小さい学校の場合にはいない場合もあります。それから、学校によっては県の栄養士が配属されておるといところもございます。したがって、給食センターでやっているところ、あるいは自校方式でやっているところいろいろございますので、1人の栄養士が小さい学校二つ、三つかけ持ちでという場合には、割とそういうメニューは統一されやすいわけですが、そうでない場合、特に500食とか、800食とか、つくるようなところになると、そういう打ち合わせはまだ行っていないように聞いてはおります。そういうことでは、今までにも言われておりますので、できるだけ栄養士の会議を持って、そういうことはできれば一つにできるように勉強会を開いてくれという話はしておりますけれども、まだ統一まではされておられません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、まず人事の関係で同僚議員からも質問がありましたが、多くのそれぞれの所管のところで増減があるところであります。ちょっと全体的なことを聞きたいのでありますが、この増減人数というのは、足しまして引きますとゼロになるというような内部異動であるのかというのが1点です。それから、恐らく想像するところだと、大方は支所の方から本庁へ言い方変ですが、吸い上げられた、異動したと、こういうふうに理解をいたしますが、そういうことでありますかどうか。それに関連して答えを聞いてまた質問いたしたいと思っております。

関連して、個別に23ページ、総務費の一般管理費で報償費というのがありますが、ここに額はそんなに大きな額ではありませんが、行政改革推進委員会アドバイザー謝礼というのがあります。これはどのようなアドバイスをされる方で、どのような人を予定しているのか。それから、これは前に当初予算等で聞いていることかわかりませんが、よくわからないのでお聞きをしますが、39ページ、子育て支援の関係の賃金関係ですが、児童厚生員賃金減というのがありますが、174万8,000円ですが、これは何名になるのか。この厚生員というのはどういう働きをするのか、改めてちょっと教えていただきたい。

それから、その下へいきまして、ほぼ同額のがふえるということになってはいますが、これとは関連性がないのかわかりませんが、143万の改めて盛られている学童保育事業の運営委託料、これはどのような仕事をするのか。これをお聞きをしたい。

それから、あと1点お聞きをしたいのですが、73ページであります、同じく文化財保護費の委託料の関係ですが、発掘調査の支援の委託料の増、結構な額であります。360万という額であります。これも当初で聞いておいたかわかりませんが、どのような事業でこういう増額が必要になるのか。

以上についてまずお聞きをしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回9月の補正で人件費の異動分を載せてもらっておりますが、これは4月に異動を行いました。その関係で9月の補正で補正増減させてもらったものであります、職員数の関係につきましては、85ページに総括の部分の載っておりますが、補正前後では1,361人プラス・マイナス・ゼロであります。先ほど支所の方から本庁へ吸い上げられたのではないかとありますが、本庁の方に異動をしていただきました職員六十数名おります。この関係につきましては、それぞれ目節別に分かれておりますので、支所から本庁の方に人件費で幾らということの明細を持っていないわけですが、総体の中では支所の方から本庁の方に記憶で済みませんが、六十数名異動しておるものであります。

それから、23ページの報償費、行革の委員会アドバイザーの謝礼というものであります。これにつきましては、今年度行政改革推進委員会を設置をさせていただきました。委員10名の中に新大の助教授の方をお願いしております。この方にアドバイザーとしての役割も持っていたきたいということで、謝礼の方で計上をさせてもらったものであります。費用弁償については、また別途旅費の方で計上しておりますが、新大の助教授の方であります。これまで会議4回を開催をさせていただいたわけですが、いろいろ大所高所から指導していただいているというものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

39ページの子育て支援費の関係であります、これにつきましては、相川小学校の空き教室を利用いたしまして、7月から学童保育を実施しておりますが、その児童厚生員の賃金からシルバー人材センターへの委託料との組み替えでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 教育費について、坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

73ページの13委託料、発掘調査支援委託料の増についてですが、これは国、県の補助事業で、当初国衙跡から出土しました人骨のレプリカをつくる事業でございますが、実は当初に見積もりをお願いしました人骨がその後の年代測定の結果、ちょっと新しいものであるということで、見本となる人骨の変更をするものであります。それによって、藤塚貝塚から出た人骨に変更ということでお願いするものであります。その人骨の保存の状態といえますか、それが当初の見積もりをお願いした人骨と比べて非常に保存状態が悪いということで、作製の工法が随分手間がかかるということで、こういった金額にはね上がったわけがあります。これについても、国、県の指導でこういったことを進めようということでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） これで最後にいたしますが、今ほど総務課長の答弁のように、支所からの本庁への配置転換というような大きなものであります。一つここで全体的な問題として、支所のあり方というのは当然この異動の関係で考えなければいかぬというふうに私思っているのです。聞きますと、支所長がいっぱい並んでおりますが、支所の状況は助役も時間を見て支所回りをやられたそうですから、状況は把握していると思うのですけれども、状態は一つは支所で類似の支所、人員配置がアンバランスだという、こういう不満もあります。これはそのあたりは当然一島一市になったのだから、異動のあることは当然としますが、そこらあたりは実際に今置かれた支所の中で、同じような状況の中にアンバランスがあるというような、それは支所から当然意見が出るだろうと、そういうようなこともあるように聞いております。間違っておればそのように訂正していただければよろしいですが、ですからそういう意味では、今の支所の状態がどうかということをおもはうちょっと深く聞く必要がある。そして、支所のあり方をもう一度きちんと明確にしていく必要があるのではないのでしょうか。今は支所は権限があつてない状態です。ですから、非常に職員が士気の上でも私は中途半端な状態で置かれていますので、頑張りようがないと、おまえたち頑張りと言っても、住民に言われても、頑張るといふ状況にないというふうに私は思います。それは、支所の位置づけを明確にする必要があります。そのことをぜひ今後努力をしてもらいたい。そして、もしあれば助役が答弁するか、市長が答弁するか、そのあたりの今後のある面では総合的な市政の動かし方の問題ですから、私はもし答弁ができればしてもらいたい。行脚をされた助役が実態を知っておいたらそのあたりを少し言ってもらって、改善がされるような状態、そして支所が住民が訪れたら反応ができて、よかったと言われるような状況をつくってあげる必要がサービスの点ではある。これは、今どこへ行っても支所はだめだ、だめだと言うのです。これは、改善していく必要があるだろうと、こう思うのです。ですから、できるだけ支所の意見を聞くことだと思ふのです。ある面では過大な要求は別であります。今置かれた状態をきちんと現状認識をして、改善すべきはして、住民から支所があつてよかつたと、ある間は。そのような評価を受けるようにしてやるのが責任だと思ふのですが、いかがですか。それを聞いて終わりにします。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松助役。

○助役（親松東一君） ご答弁申し上げます。

今ほど小杉議員のおっしゃるとおり、個々の支所を一応回らせていただいております。職員のまず

バランスが欠けているというご意見ですが、支所の方では旧町村の首長さん等の考え方で、非常に採用等を圧縮されたというような支所、いわゆる旧町村もあります。そういうことですが、合併当時は合併時の正職員の一定の率で本庁に吸い上げたということでありまして、少ないところ、いわゆる合併前に努力されたところにつきましては、どうしても支所の職員が少ないというようなご意見をちょうだいしております。今ほど支所の機能あるいは総合的な観点からということですが、行政改革委員会の方でも、組織のあり方ということで、支所の方にもちょっと触れているみたいですので、18年度の組織について既に検討している最中ですので、そういう中からまた支所長のご意見、前回訪問したときにもお聞きをしておりますので、これをまた反映できたら反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 建設課長にお伺いをします。

63ページの住宅の管理費、1人減になっている理由は先ほど同僚議員の質問でわかりましたが、これは本庁の職員ですか、支所の職員ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど住宅の関係で1人減ということでありまして、この分何かということではありますが、今支所であるのかどうかということは今ちょっと確認しておりますので、確認の上またお答えをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 実例を挙げて質問をしたいと思います。

先般と言っておきますが、DVで住んでいる家から逃げまして、友達の家へ逃げ込んだ人がいました。所管の本庁の建設課へとにかく今逃げている最中ですから、住んでいるところへ戻れないから相談に乗ってほしいという人が行きました。そうしましたら、建設課の担当は本庁では金井地区の住宅以外は関知できないということで、逃げ込んだ家族の方は両津の人でしたが、どこでもいいからとにかく住む場所がなくなったので何とか手配ができないかという話だったのですが、あくまでも金井地区以外の住宅にはタッチできない。新穂であろうが、佐和田であろうが、畑野であろうが、その地区の建設課に問い合わせをしてほしいということで、彼女はそこを回ったのです。それでもなかなか見つからないということがありました。建設課長は、先般の件はご案内と思いますが、住むところがこの件とは別でなくなったので、困窮度がかなり高い人がいましたが、これも本庁へ相談に来ましたら、とにかく本庁では金井以外の住宅はタッチができないというふうなことでありますが、本庁の使命を全く果たしていないというふうに感じます。同じ建設課で申し上げますと、道路の整備にしても、支所を通さないと緊急度が高くても予算の計上ができない。このシステムもおかしいと思うのですが、大所高所から鳥の目で見ると、どこが困窮度が高く、どこが緊急度が高いというのをどのように判断されているのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

住宅の入居に関するいわゆる資格審査ということでございますけれども、これにつきましては、それぞれ項目がございまして、点数をそれぞれの資格の内容、いわゆる困窮度に応じまして、点数制をもってまず職員の方で査定をいたします。そして、以前は公営住宅法が改正される前は、入居者選考委員会というようなものも設置されておりましたけれども、改正でそれらの入居資格がある者につきましては、それらの困窮度、いろいろのもろもろのものがございまして、それを査定しまして、同格であるという場合にはくじ引きという、抽せんということで現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 私が聞いているのは、そういうことではないです。本庁たるものが金井のことしかタッチができないのはどうしてですかという質問です。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

今公営住宅の入居につきましては、建築住宅係の方で担当しておるわけでございますが、その担当者会議をそれぞれ年度当初に開きまして、入居に当たっての打ち合わせ事項をやっております。そして、その中で入居の際申し込みがあった場合には、それぞれの支所の担当の中でひとつ管理もそうですが、入居に当たってのものにつきましては、その担当の中でやってほしい。支所の中でやってほしいという申し合わせを現在しておるところで、それぞれ支所の合意の上でそういった形でやらせていただいております。ございまして、我々本庁にいる担当としましては、もし問題があれば、こちらへ問い合わせが来る場合もございまして、事実そういった例もありましたし、わからない点につきましては、問い合わせをして、公平な入居に当たっていかなければならないということは、常に考えているところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君に申し上げます。

3回目の質疑終わりました。

○48番（近藤和義君） 今3回目です。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回終わりました。

○48番（近藤和義君） 今3回目です。違います。

今で3回目です、私数えていますから。議長しっかりして。今3回目です。

○議長（浜口鶴蔵君） 簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

○48番（近藤和義君） 全く本庁のていをなしていないと思うのです。本庁へ課長が言う公平というのは、全体で見て緊急性、困窮性がどこにあるかというのを判断するのが本庁でしょう。金井のことしか自分の権限がないと市民に答えて、市民があちこち走らなければいけないのは、全く本庁として成り立っていないと思うのです。本庁というのはそんなものですか。私は違うと思うのですが、もう一回だけ質問をさせてもらいます。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 本庁、支所の関係につきましては、先ほど総務課長の方でも申し上げましたように、私も常にいわゆる支所と本庁の関係につきましては、本庁ができること、あるいは支所でもと

ますか、支所の方がむしろベターであるという場合もあります。特に住宅管理につきましては、地域の実情がわかるという点では、支所に担当を置き、そしてやった方がいいという場合もあると思います。ですから、何もかも支所に任せて、本庁がしてしまうのだというのではなくて、いわゆるリーダーシップと申しますか、本庁の中で調整をとりながらやるという機能は当然持っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 先ほど同僚議員から質問がありました47ページ、農林水産振興戦略プランの策定というところで600万上がっています。それから、その上に策定委員の謝礼ということで41万5,000円上がっています。農水課長の答弁は、来年度の9月ごろまでに策定プランを立ち上げ、19年度にスタートしたいという答えだったのですけれども、今1次産業、農林水産に関係しては、待ったなしです。これ19年度のスタートとなると、答弁した農水課長もそこにおられるかどうかクエスチョンマークです。ということは、非常に担保のない答弁であります。私の6月議会の畜産振興に関して、高野市長は畜産とか、農業、漁業は、佐渡の農業生産サイクルの中の主要な一部を構成していると認識している。佐渡農林水産再生戦略プランを畜産とか、地産地消なども含めて、全体の中でできるだけ早い時期に方向づけをして行いたいと考えているという答弁をしています。これは、現在そういう策定プランがあるようでしたら、少なくとももう一年、今年度中にプランを策定して、18年度にはスタートしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それとついでに、策定委員のどういう方がメンバーになっているのかとその人数、教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） お答えします。

18年度の9月といったら、最終的にでき上がるのが9月ということで、できれば今年度予算に反映できる、18年度予算に反映できるものについては、早急に中間で取りまとめていただいて、反映していただきたいと思うのです。例えば牧場の統合の問題もありますし、放牧の問題もありますから、そういうところは先にできると申しますし、よく私どもがつくと皆さん方おしかりを受けるのですが、そういうプランばかりつくって、実効性がないではないかと批判があるのです。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（佐々木文昭君） 今そういうやじもありましたが、私どもはそういうものをなくしたい。できたら実効あるプランにしたいということで、少し時間をかけたい。ただ、今村川議員言われるように、18年度反映できるものについては、反映していきたいというふうに思っております。

それから委員ですが、従来は率直に申し上げてどこかの団体の長というようなものが多かったのです。そうしますと、いわゆる形式的な失礼な言い方ですが、そういう委員会にならざるを得ないということですが、今回は例えば一つの例ですが、農業とかかわりのない商工業から見た農業のプランはどうなのか。あるいは漁業の中でもいわゆる養魚の人たちとか、いろんな階層の人たちを入れて、もちろんJAさんとか、関係団体入ってもらいますが、そういう人たちから入ってもらって、少し違う方向で議論をしていただくというようなことで検討しておりまして、個々の名前はまだ決まっていますが、そういうふうに今

考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 全面的に支援しますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに歳出の質疑はありませんので、これで議案第221号についての質疑を終結いたします。

議案第222号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第222号についての質疑を終結いたします。

議案第223号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第223号についての質疑を終結いたします。

議案第224号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第224号についての質疑を終結いたします。

議案第225号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第225号についての質疑を終結いたします。

議案第226号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第226号についての質疑を終結いたします。

議案第227号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第227号についての質疑を終結いたします。

議案第228号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第228号についての質疑を終結いたします。

議案第229号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第229号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第230号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第230号についての質疑を終結いたします。

議案第231号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第231号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第124号から議案第231号については、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

午後 6時10分 休憩

午後 6時24分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

日程第7 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第231号

○議長（浜口鶴蔵君） これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち議案第231号について、委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第231号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、本案は平成17年10月1日付で塩沢町が南魚沼市へ編入されることに伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第286条第1項並びに第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第231号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第8 請願第14号及び請願第15号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、本定例会における請願はお手元に配付してあります請願、陳情文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 6時27分 散会